

# 第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画

(中間見直し)

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

令和3年3月

小千谷市

# 第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画（見直し）目次

## 第1部 総論

第1章 見直しの基本的事項	1
1 計画見直しの目的・背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 SDGs推進に向けた取組	2
第2章 小千谷市の現況	3
1 市の位置、面積	3
2 自然	3
3 産業の動向	3
4 人口	4
第3章 廃棄物行政の沿革	5
1 処理施設	5
2 ごみ収集形態	5
3 生活排水処理	5

## 第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	6
1 ごみ処理における循環型社会形成推進の法体系	6
2 ごみの排出状況	6
（1）ごみの排出量	
（2）最終処分量	
3 処理・処分の状況	9
（1）ごみの処理主体	
（2）処理・処分の流れ	
（3）ごみ処理経費	
4 処理施設の状況	13
（1）焼却施設	
（2）不燃物処理施設	
5 ごみ減量化とリサイクルの現状	15
（1）リサイクル量とリサイクル率	
（2）ごみ減量化とリサイクルの取組みの現状	
第2章 中間評価	21
1 ごみ減量化とリサイクルの目標の達成状況	21
2 現行計画の取組の実施状況	22
第3章 ごみ処理の課題	23

1	発生・排出抑制及び資源化、最終処分等に関する課題	23
2	収集・運搬に関する課題	24
3	中間処理及び最終処分体制に関する課題	25
第4章	ごみ処理基本計画の内容	26
1	ごみ処理基本計画策定の方針	26
2	排出量の推計	26
3	ごみ減量化とリサイクルの目標	31
4	ごみ減量化とリサイクルの取組み	32
	(1) 市民の取組み	
	(2) 事業者の取組み	
	(3) 行政の取組み	
5	ごみの分別収集区分とリサイクル・処理の方針	35
	(1) ごみの分別収集区分	
	(2) 処理・リサイクルの方針	
6	適正処理困難物の処理方針	37
7	事業系ごみの処理方針	37
8	ごみ処理の計画に関する事項	37
	(1) 収集運搬計画	
	(2) 中間処理計画	
	(3) 最終処分計画	
9	ごみ処理の施設整備に関する事項	38
	(1) 収集運搬処理施設	
	(2) 中間処理施設	
第5章	ごみ処理の将来における課題	38
1	ごみ処理の広域化	38
第3部	生活排水処理基本計画	
第1章	生活排水処理の現状	39
1	生活排水処理	39
	(1) 生活排水処理の現状	
	(2) 生活排水の処理主体	
	(3) 処理・処分の流れ	
	(4) 下水道の現状	
	(5) 農業集落排水処理施設の現状	
	(6) 合併処理浄化槽の現状	
2	し尿・汚泥処理	42
	(1) し尿計画収集人口・浄化槽人口の現状	
	(2) し尿・汚泥の処理量	
	(3) 収集・運搬・処理の現状	

(4) し尿・汚泥の処理経費	
第2章 中間評価	45
第3章 生活排水処理の課題	46
第4章 生活排水処理基本計画の内容	47
1 生活排水処理基本計画策定の方針	47
2 生活排水の処理主体	47
3 生活排水の処理計画	48
(1) 下水道計画	
(2) 農業集落排水処理施設計画	
(3) 合併処理浄化槽計画	
4 し尿・汚泥の処理計画	49
(1) し尿・汚泥の処理量推計	
(2) 収集運搬計画	
(3) 施設整備計画	

# 第1部 総論

## 第1章 見直しの基本的事項

### 1 計画見直しの目的・背景

本市では、平成28年3月に第3次小千谷市一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）を策定し、「快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく」を基本方針に「市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進」や「環境負荷の少ない適正処理・処分の実施」に向けて様々な施策に取り組んでいるところです。

計画の策定から5年が経過した現在、本市のごみ総排出量については、事業系ごみは景況動向等により増減がある一方、家庭系ごみは人口の減少に伴い減少しており、全体量として減少しています。また、1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均や新潟県平均を上回っています。

この間、国においては「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2016（平成28）年1月）」（以下「国の基本方針」という。）や「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）」などが改定され、また、県では「第2次新潟県資源循環型社会推進計画（平成28年3月）」を策定しました。

このような背景を踏まえ、現行計画についてごみ減量目標等の達成度や施策の実施状況を確認・検証し、今後の計画（後期5年間）に必要な施策等について見直しを行うものです。

### 2 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するものであり、第五次小千谷市総合計画や環境基本法に基づく第二次小千谷市環境基本計画等を基に、今後の廃棄物行政の長期的な指針となる「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されています。

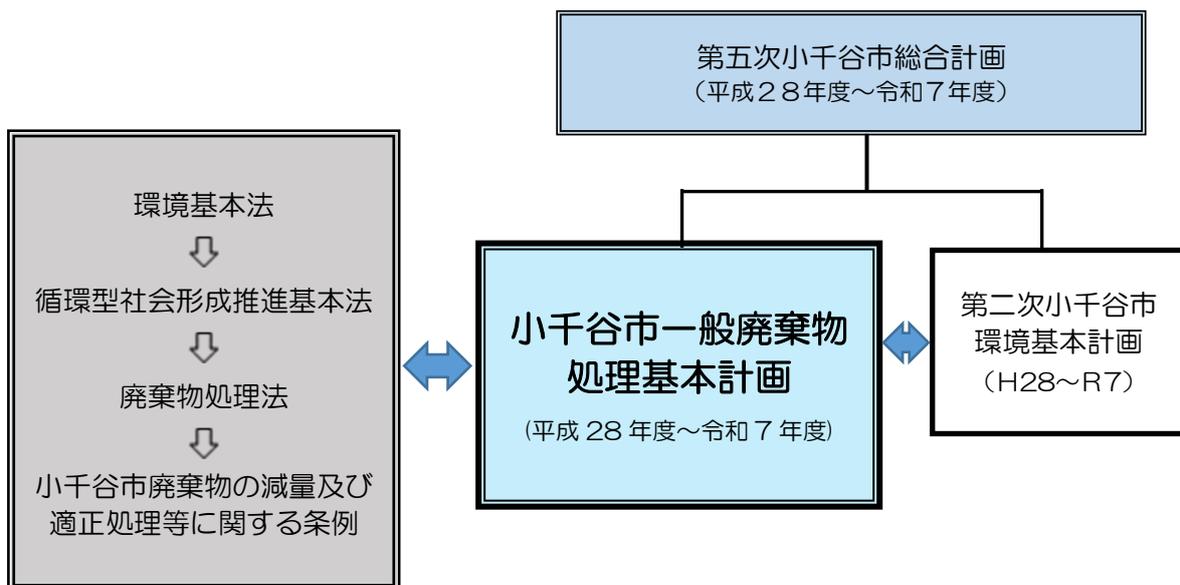


図 1-1-1 計画の位置づけ

### 3 計画の期間

現行計画では、おおむね5年ごとに計画の見直しを行うとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも、計画目標や重点施策などについての達成度、各々の取り組みの進捗状況を踏まえて見直しを行うとしています。

見直し後の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

### 4 SDGs 推進に向けた取組

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年に国連で開かれたサミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本計画では、SDGsの推進に向けて取り組む目標を設定し、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら計画を推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指します。

#### ■本計画で取り組むSDGsの目標



#### SDGs (持続可能な開発目標)の詳細

	<b>目標1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>目標2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		<b>目標3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	<b>目標4【教育】</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		<b>目標5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		<b>目標6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>目標7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		<b>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	<b>目標10【不平等】</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する		<b>目標11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する		<b>目標12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>目標13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		<b>目標14【海洋資源】</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		<b>目標15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>目標16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		<b>目標17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる		

## 第2章 小千谷市の現況

本市は新潟県のほぼ中央に位置し、日本一の長河“信濃川”により形成された典型的な河岸段丘の地形を有しており、雄大な自然により独自の文化と産業が生まれ、おぢや縮や錦鯉等に代表される伝統産業が受け継がれています。また、近年は精密機械工業、電子機器関連工業、食品工業などが急速に発展を遂げ、田園工業都市のイメージを有するようになってい

ます。  
平成28年3月に策定された「第五次小千谷市総合計画」により、「市民の願い」を基本理念に、都市像を「～ひと・技・自然～ 暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」と定め、震災を乗り越えた経験や豊富な自然と誇れる技術（産業）を活かしながら、市民一人ひとりが輝き、持続する都市を目指しています。

### 1 市の位置、面積

面積	155.19 km <sup>2</sup>		広ぼう	東西	17.21 km	周囲	86.1 km	標高	最高	581m
				南北	20.01 km				最低	27m
位置	極東	東経 138 度 54 分 (大字塩谷)			極南	北緯 37 度 12 分 (大字岩沢)				
	極西	東経 138 度 44 分 (真人町)			極北	北緯 37 度 23 分 (片貝町)				

### 2 自然

本市は年間平均気温が約12.5度、年間降水量は2,319mm前後、累年平均最大積雪深は237cmであり、春は桜、夏は緑陰、秋は紅葉、冬は一面銀世界と四季の変化に富んでいます。

### 3 産業の動向

本市は信濃川に沿って都市が形成され、農業及び織物業、精密機械、食品工業などの製造業を中心に発展してきました。産業別就業者数は、減少傾向にあります。

#### ■小千谷市の産業別就業者数

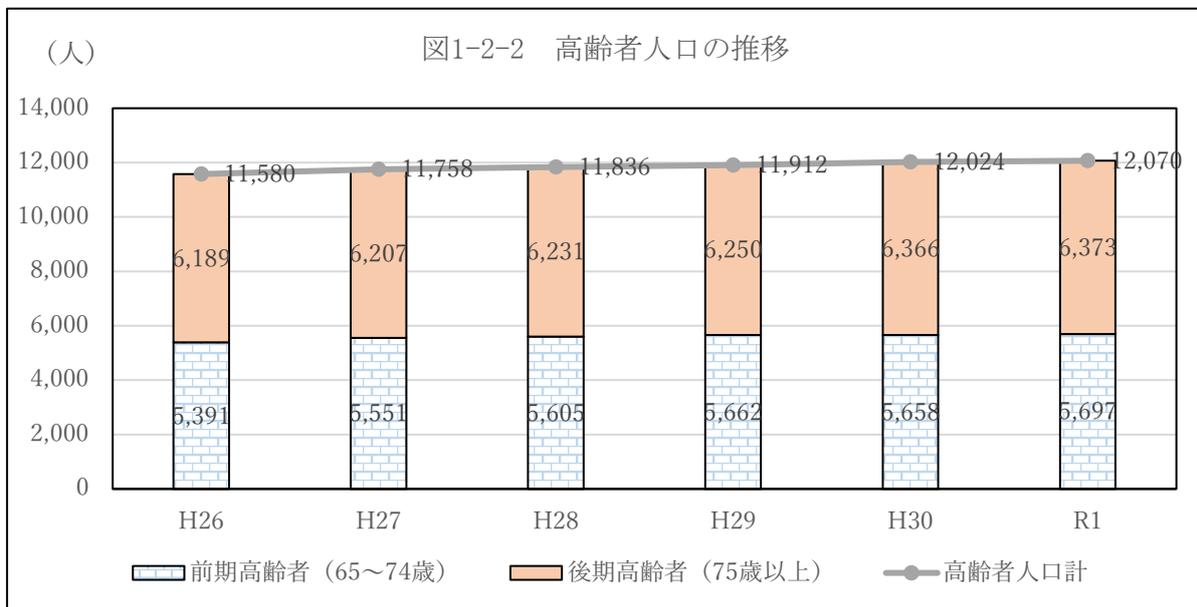
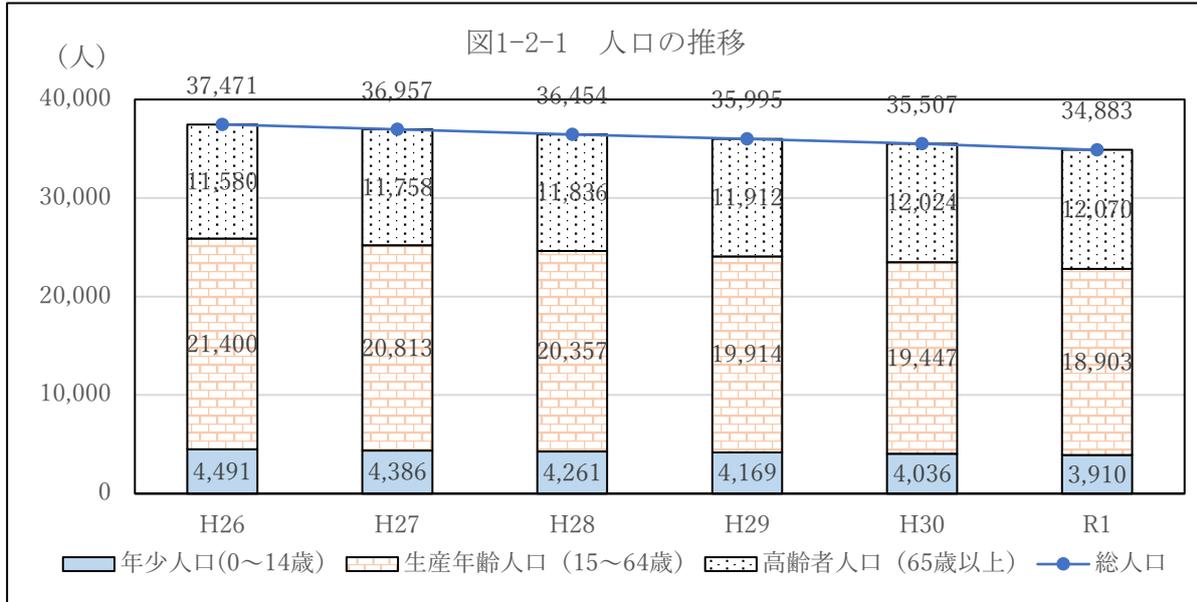
区 分	平成17年		平成22年		平成27年	
	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)	従事者数(人)	構成比(%)
第1次産業	1,872	8.8	1,541	7.9	1,368	7.3
第2次産業	8,972	42.1	7,543	38.7	7,154	38.1
第3次産業	10,408	48.9	10,358	53.1	10,159	54.1
そ の 他	38	0.2	32	0.3	91	0.5
計	21,290	100.0	19,474	100.0	18,772	100.0

資料：市総務課「国勢調査」

## 4 人口

令和元年の人口は、平成 26 年から 2,588 人減少し、34,883 人となっており、年々減少しています。

また、令和元年度の人口に占める高齢者（65 歳以上）は、34.6%を占めており、平成 26 年度と比較し 3.7 ポイント増加し、人口に占める高齢者人口及びその割合は、年々増加しています。令和 2 年 3 月に策定した小千谷市総合戦略における今後の人口推計では、高齢者人口はしばらく増加し、その後減少しますが、高齢者の割合は、増加傾向が続く見込みです。



## 第3章 廃棄物行政の沿革

### 1 処理施設

本市の本格的な廃棄物行政は、昭和29年のごみ焼却場（7.5t/日）建設に始まり、以後昭和40～41年にし尿処理場を建設し、昭和45年に処理部門の効率化のため川口町と一部事務組合（小千谷市川口町衛生組合）を設立し、昭和63年に山古志村が加わり「小千谷地域広域事務組合」となりました。

平成16年に山古志村が長岡市への合併により事務組合から離脱し、その後平成22年に川口町の長岡市への合併により広域事務組合は解散し、処理施設等は小千谷市が引き継いでいます。

現在の施設はし尿処理施設が昭和51年度に、ごみ焼却施設が平成2年度に稼働しました。

また、平成10年度に最終処分場とリサイクルプラザ、平成12年度に廃プラスチック系減容化施設を稼働しました。

平成13年度にはごみ焼却施設においてごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）に基づく改造工事を実施しました。

令和2年度には、廃プラスチック系減容化施設が老朽化したことから、設備の入替え工事を実施しました。

### 2 ごみ収集形態

収集形態等については平成5年度から缶とビンの分別収集を開始し、平成10年度からペットボトルとプラスチックの分別収集、平成12年度から容器包装プラスチックの分別収集、平成20年度から古紙類の分別収集、平成23年度から有害・危険物の分別収集を開始しました。

また、平成23年度にはごみの減量化を目的に燃やすごみと埋立ごみについて有料化を開始しました。

### 3 生活排水処理

下水道については信濃川下流流域下水道として平成5年から一部供用を始め、現在は施設整備を完了しています。農業集落排水処理施設は昭和63年に鴻野谷地区、その後、池ヶ原地区、吉谷地区、川井地区、真人地区、岩沢地区、上片貝地区と順次設置しました。なお、鴻野谷地区は、平成28年4月に信濃川下流流域下水道へ統合しました。

合併処理浄化槽については平成6年度に設置補助を開始し、平成13年度からは面的整備促進事業を新設し、普及を図っています

令和元年度末時点における生活排水処理人口は32,902人となっています。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第1章 ごみ処理の現状

#### 1 ごみ処理における循環型社会形成推進の法体系

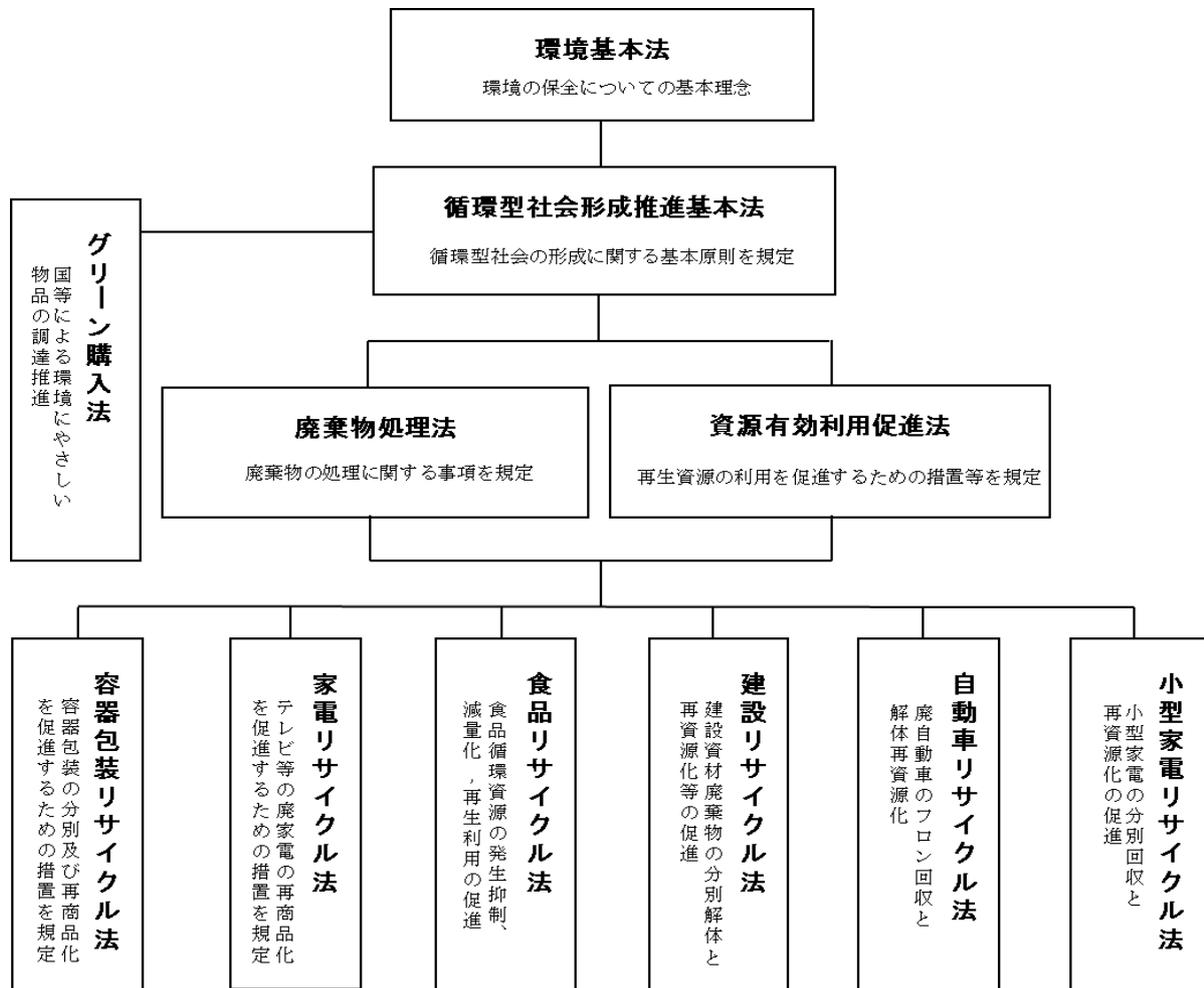


図 2-1-1 循環型社会の形成推進のための法体系

## 2 ごみの排出状況

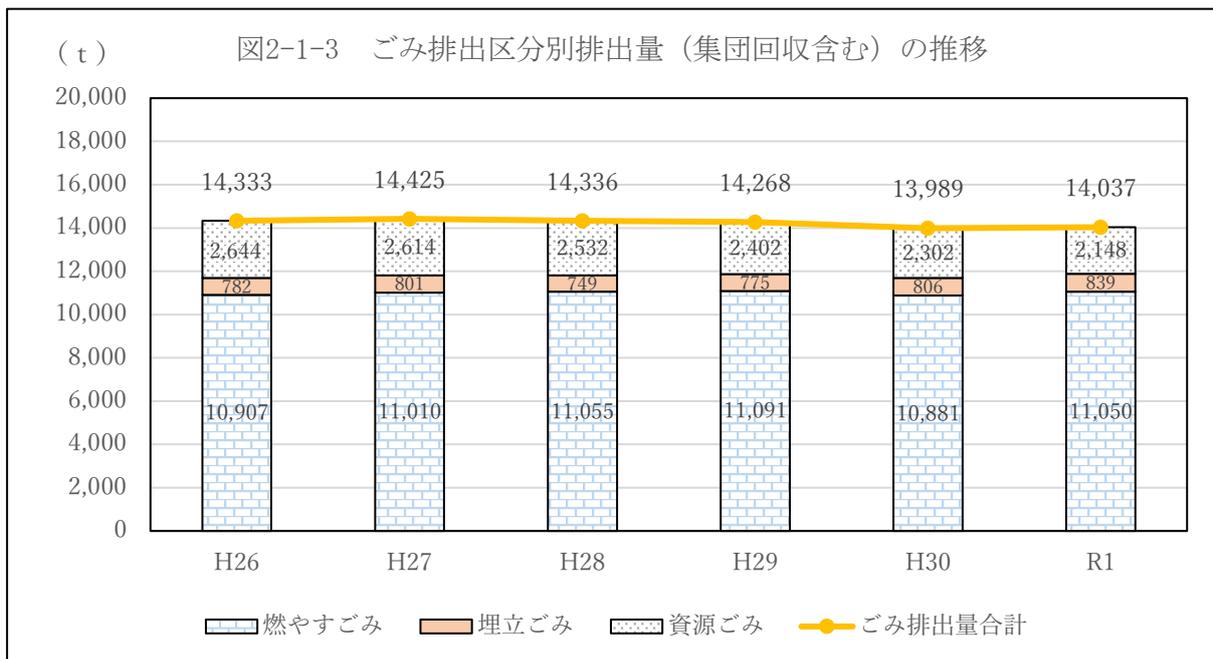
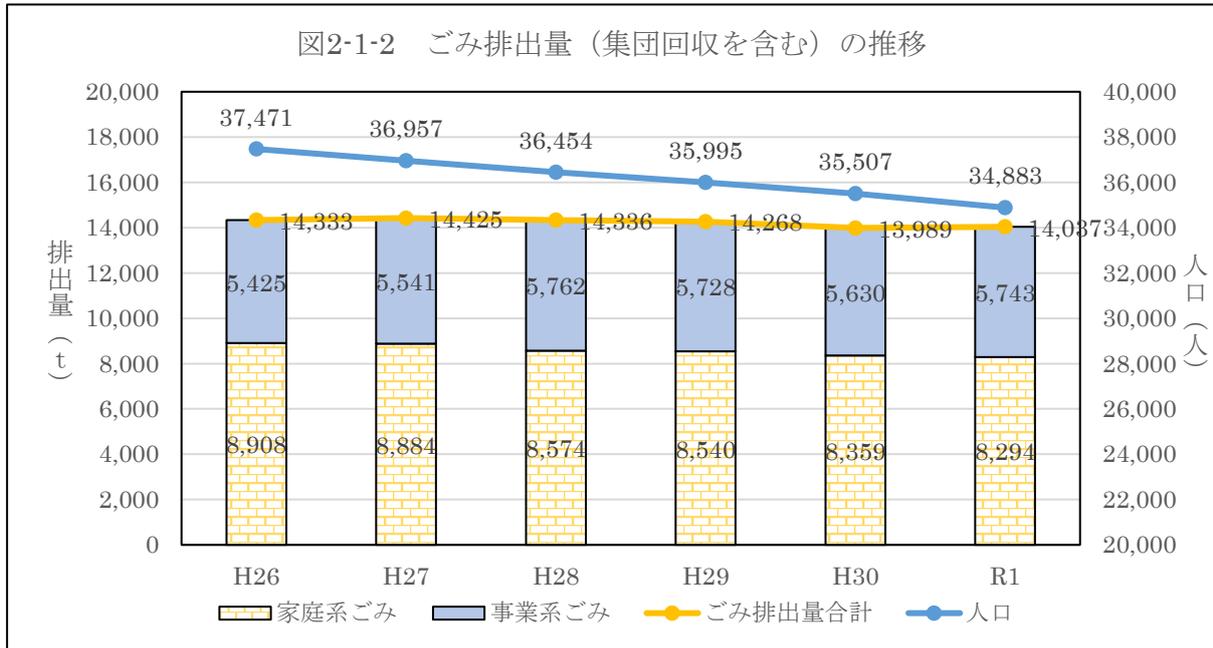
### (1) ごみの排出量

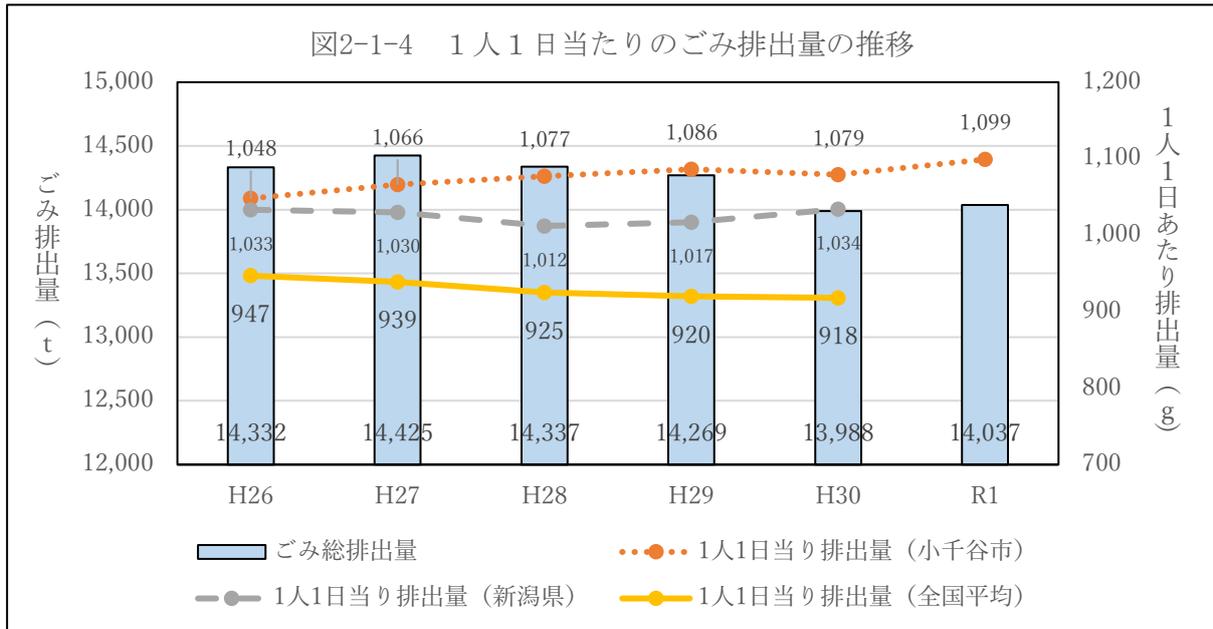
令和元年度における本市のごみの総排出量は 14,037 トン（資源物集団回収、イベント回収を含む。災害廃棄物、側溝清掃汚泥除く。以下同じ）です。平成 26 年度の総排出量 14,333 トンと比べ 296 トン（2.1%）減少しています。

令和元年度の排出元別排出量は家庭系ごみ 8,294 トンで（ごみ総排出量の 59.1%）、事業系ごみ 5,743 トン（同 40.9%）でした。平成 26 年度と比較し家庭系ごみは 614 トン減少しましたが、事業系ごみは 318 トン増加しており、事業系ごみの減量化が進んでいない状況です。

また、排出区分別排出量は燃やすごみ 11,050 トン、埋立ごみ 839 トン、資源ごみ 2,148 トンでした。平成 26 年度に比べ、燃やすごみ 143 トンの増、埋立ごみ 57 トンの増、資源ごみ 496 トンの減となっており、燃やすごみと埋立ごみの減量が進んでいない状況です。

一方、総排出量が減少しているにもかかわらず、1人1日当たりの排出量は1,099グラムで、平成26年度の排出量1,048グラムと比較し51グラム(4.9%)増加しています。





※新潟県、全国平均は平成30年度まで

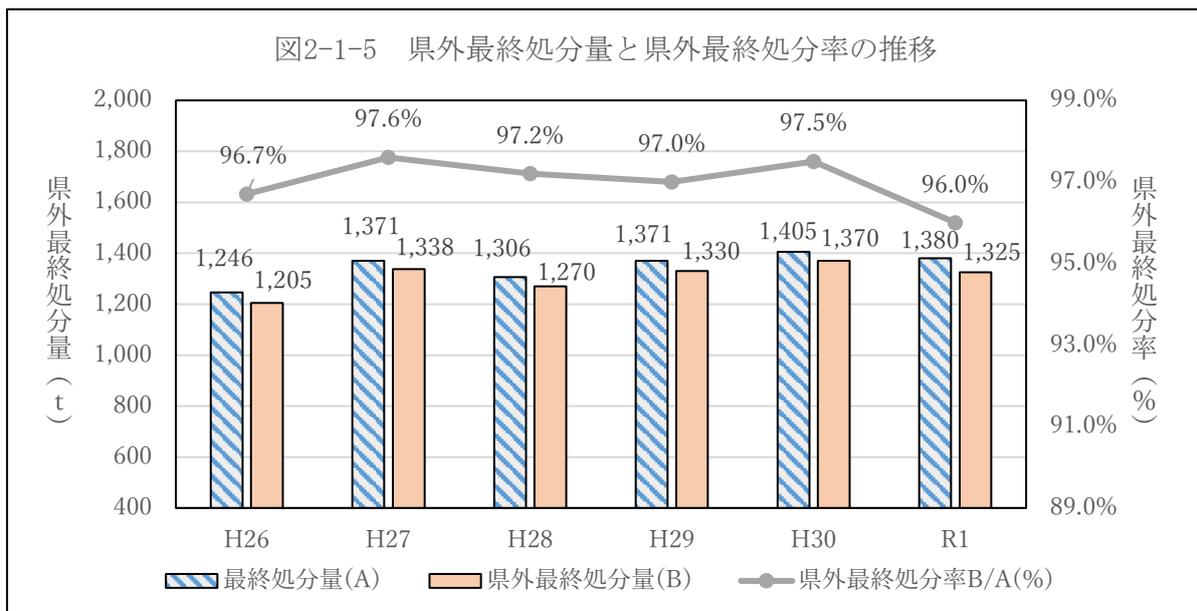
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

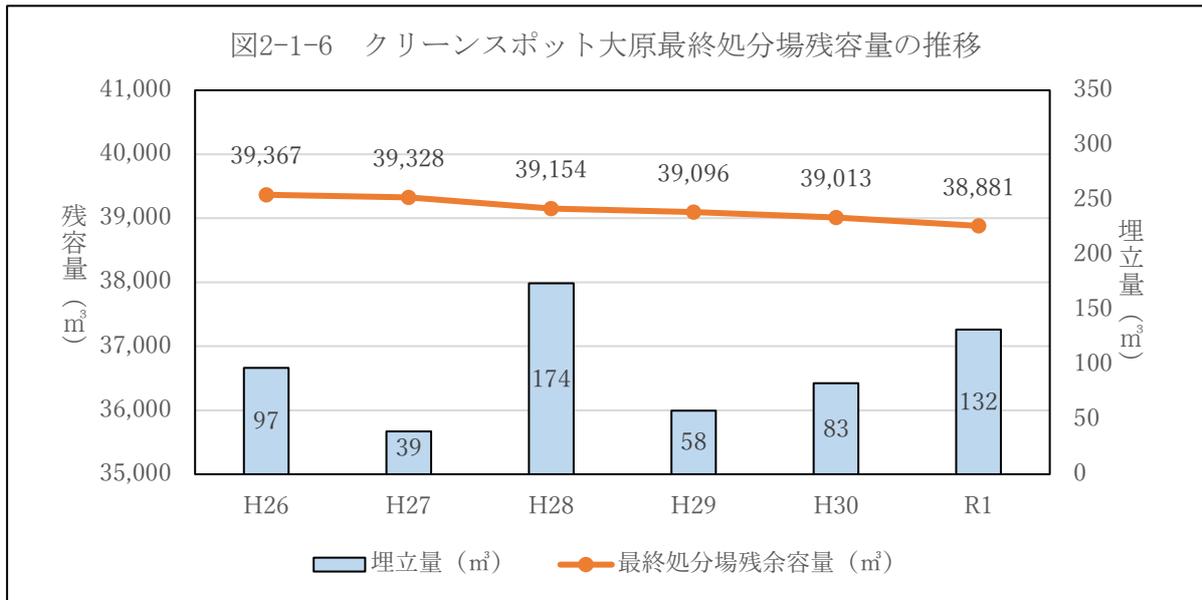
(2) 最終処分量

時水清掃工場で焼却した後の焼却残渣やクリーンスポット大原での処理により発生した不燃残渣は県外民間最終処分場へ搬出処分しています。

クリーンスポット大原の最終処分場には、平成26年度以降、ごみゼロの日等で回収された側溝清掃汚泥を埋立処分しています。

令和元年度のクリーンスポット大原での最終処分量は1,380トンで、平成26年度と比較し134トン(10.8%)増加しています。





### 3 処理・処分の状況

#### (1) ごみの処理主体

家庭から排出されるごみについては市が収集と処理・処分を行っています。

また、長岡市旧川口町地域のごみ処理についても長岡市からの事務委託を受けて本市で処理・処分を行っています。

#### ■処理主体と収集処理形態

区分	処理主体	施設名	収集・処理形態	
収集運搬	家庭ごみ：小千谷市	—	委託業者、直接搬入	
	事業ごみ：事業所	—	直接搬入、許可業者	
処理	燃やすごみ	小千谷市	時水清掃工場	直営
	空カン、空ビン	小千谷市	クリーンスポット大原	直営
	ペットボトル	小千谷市	クリーンスポット大原	直営
	プラ製容器包装	小千谷市	クリーンスポット大原	直営
	古紙	小千谷資源組合	小千谷資源組合	委託
	有害・危険物	小千谷市	クリーンスポット大原	直営
	埋立ごみ	小千谷市	クリーンスポット大原	直営
	粗大ごみ	小千谷市	クリーンスポット大原	直営

■家庭ごみ種類別収集形態

区分	回収方式	収集形態	収集回数	搬入先
燃やすごみ（可燃粗大除く）	ステーション	委託	3回／週	時水清掃工場
空カン、空ビン	ステーション	委託	1回／週	クリーンスポット大原
ペットボトル	ステーション	委託	1回／週	クリーンスポット大原
プラスチック製容器包装	ステーション	委託	1回／週	クリーンスポット大原
古紙（新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボール）	ステーション	委託	1回／月	委託業者
有害・危険物	ステーション	委託	1回／週	クリーンスポット大原
埋立ごみ （小型家電、金属、ガラス、陶磁器、プラ類）	ステーション	委託	1回／週	クリーンスポット大原
粗大ごみ（不燃）10kg程度以下	ステーション	委託	1回／週	クリーンスポット大原
粗大ごみ（不燃）10kg以上	直接搬入	—	—	クリーンスポット大原
粗大ごみ（可燃）長さ60cm程度以上	直接搬入	—	—	時水清掃工場
古着	イベント	—	—	委託業者
小型家電	イベント	—	—	クリーンスポット大原
収集しないごみ	—	—	—	購入先・専門店など



(3) ごみ処理経費

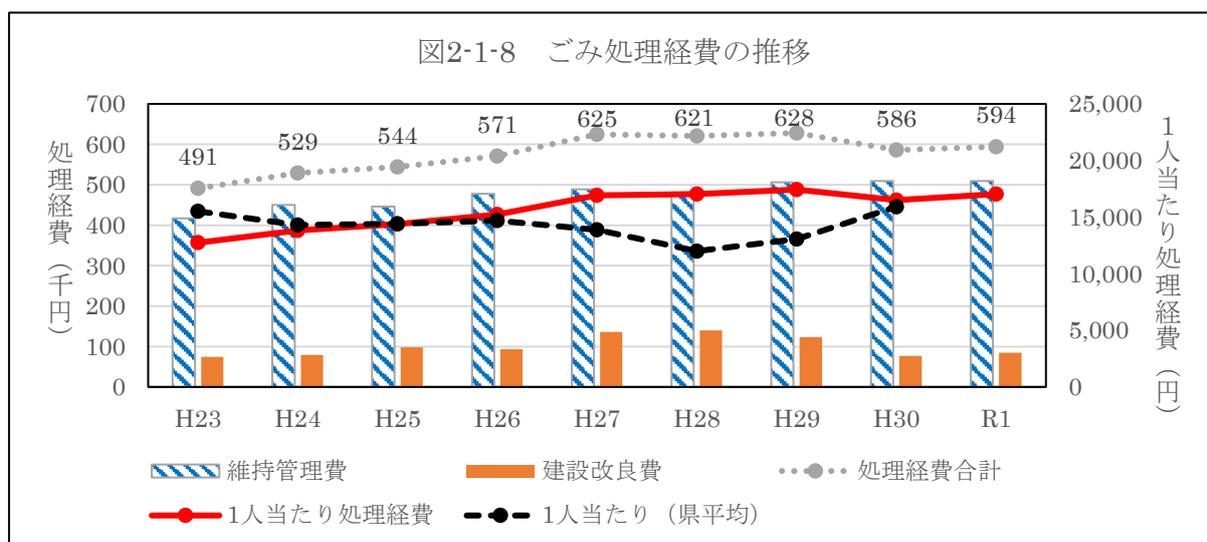
令和元年度の本市におけるごみ処理経費の総額は約5億9千4百万円で、1t当たり約4万4千円、市民1人当たり約1万7千円となっています。

■ごみ処理経費の推移

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
維持管理 費(千円)	416,692	449,545	446,203	478,359	489,138	481,227	505,555	509,089	509,157
建設改良 費(千円)	74,295	79,301	97,949	92,504	135,751	139,905	121,989	76,845	84,949
処理経費 合計(千円)	490,987	528,846	544,152	570,863	624,889	621,132	627,544	585,934	594,106
1人当り の処理経 費(円)	12,738	13,809	14,382	15,235	16,909	17,039	17,434	16,502	17,031
1トン当 たりの 処理経費 (円)	35,747	37,748	38,940	42,028	45,639	45,628	46,109	43,857	43,985

【参考】新潟県平均の処理経費

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1人当り の 処理経費(円)	15,522	14,307	14,409	14,688	13,875	12,001	13,068	15,915
1t当り の 処理経費(円)	41,049	37,539	37,999	38,958	36,795	37,410	40,503	48,685



※県平均は H30 まで

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

## 4 処理施設の状況

### (1) 焼却施設

可燃物の処理は時水清掃工場（サンクリーン時水）で焼却処理を行っています。

#### ■時水清掃工場（サンクリーン時水）の概要

所在地	小千谷市大字時水 1937 番地 1
敷地面積	7,816 m <sup>2</sup>
建築面積	2,229 m <sup>2</sup>
延床面積	3,948 m <sup>2</sup>
着工	S. 63. 5. 23
竣工	H. 2. 2. 20
設計・施工	三菱重工業(株)
12・13 年度改造工事	日立金属(株)
処理方式、処理能力	全連続燃焼式（ストーカ式） 60t/日×2 基
主な設備	粗大ごみ破碎設備、集じん設備(H. 12・13 年度改造；バグフィルター)、有毒ガス除去設備、排水処理設備、灰固化設備(H. 12・13 年度設置)

#### ■時水清掃工場（サンクリーン時水）の処理実績

単位：t/日

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
日平均	49	49	48	47	44	45
日最大	12 月 15 日	2 月 4 日	7 月 11 日	7 月 13 日	3 月 25 日	8 月 5 日
	68	67	65	70	66	67

※日平均：年間受入量を年間稼働日数で除した値。

※日最大：日受入量の最大量

(2) 不燃物処理施設

不燃物の処理はクリーンスポット大原で行っています。クリーンスポット大原はリサイクルプラザ、最終処分場、排水処理施設と廃プラスチック系減容化施設から成り立っており、リサイクルプラザでは不燃物の分別収集及び、再利用可能な生活用品の展示・提供を行っています。廃プラスチック系減容化施設はプラスチック製容器包装類の圧縮・梱包を行っています。

■クリーンスポット大原の概要

所在地	小千谷市大字蕨生丁 557 番地 2		
着 工	平成 7 年		
竣 工	平成 10 年 3 月 25 日 (廃プラスチック系減容化施設平成 12 年 3 月 29 日)		
設 計	(株)日本環境工学設計事務所		
施 設	リサイクルプラザ	処理能力	不燃ごみ 7.1t/日、資源ごみ 6.8t/日、粗大ごみ 1.1t/日
		設備	破砕機、磁選機、手選別コンベア、金属圧縮機他
	最終処分場	埋立容量	121,640 m <sup>3</sup>
		埋立面積	15,130 m <sup>2</sup>
		方式	管理型
	排水処理設備	処理能力	60 m <sup>3</sup> /日
		処理方式	回転円盤+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭・キレート吸着
	プラスチック系減容化施設	処理能力	10t/日 (5 時間稼働)
処理方式		圧縮梱包 (スチールバンド結束)	

■クリーンスポット大原の処理実績

単位：t/日

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
埋立ごみ	日平均	2.5	2.5	2.3	2.4	2.5	2.5
	日最大	5月13日	4月2日	5月12日	4月27日	4月19日	5月2日
		7.5	6.5	6.0	6.9	5.9	7.3
資源ごみ	日平均	4.6	4.6	4.6	4.6	4.4	4.3
	日最大	1月7日	1月7日	5月11日	1月10日	1月9日	1月8日
		14.2	12.0	13.0	12.3	11.9	11.8
粗大ごみ	日平均	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
	日最大	3月23日	3月29日	5月6日	12月4日	9月4日	4月30日
		1.2	1.7	1.9	1.8	2.2	2.6

※日平均：年間受入量を年間稼働日数で除した値。

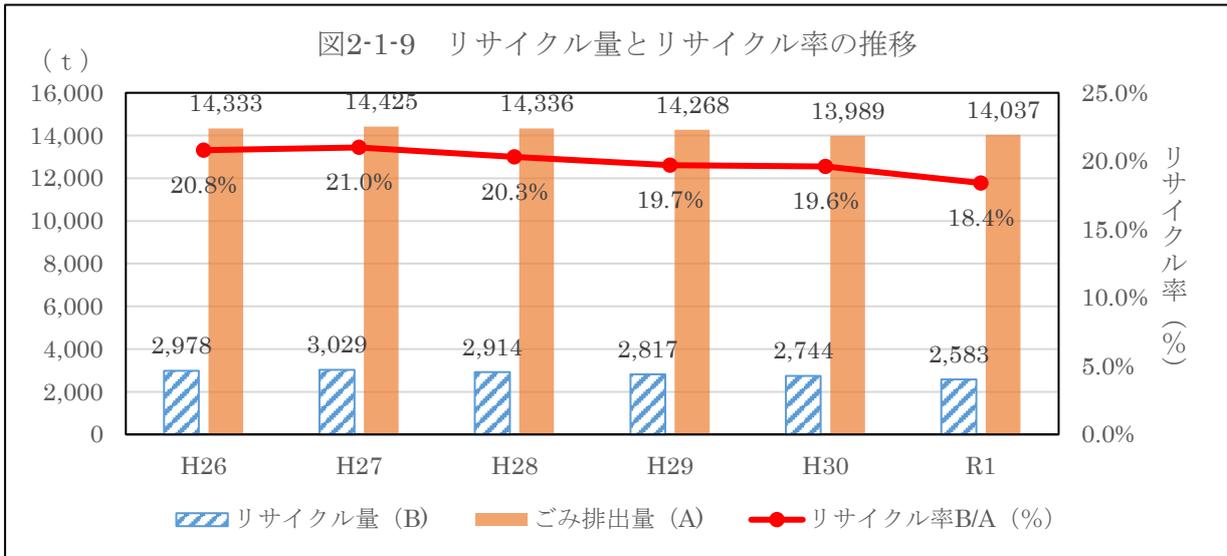
※日最大：日受入量の最大量

## 5 ごみ減量化とリサイクルの現状

### (1) リサイクル量とリサイクル率

令和元年度の資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類、古紙類、資源物集団回収による新聞・雑誌等）の収集量は2,077t（行政回収1,560t、資源物集団回収517t）であり、資源ごみだけではなく粗大ごみ等から分別された、鉄類を含めたリサイクル量は2,583t、リサイクル率は18.4%となっています。

当市で収集しているごみのリサイクル量及びリサイクル率は、平成26年度と比較すると、減少しています。市で収集している他に、事業者で独自に収集しているリサイクル品もあります。



### (2) ごみ減量化とリサイクルの取組みの現状

#### (ア) 広報・啓発

ごみの出し方の注意事項、広報誌等の配布、ホームページへの掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

図2-1-10 「ごみの出し方の注意事項」と「ごみ・リサイクルマニュアル（保存版）」

(イ) 指定ごみ袋の有料化

ごみ処理に係る排出者の費用負担は、排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果がされることから、平成 23 年度からごみ処理の有料化を導入しました。

しかしながら、家庭ごみの費用負担は排出者に影響もあることから、生活保護世帯、紙おむつを使用する寝たきり老人・身体障がい者（児）を介護している世帯、3歳未満の乳幼児を養育する世帯について、負担軽減措置として指定ごみ袋を無償で配布しています。

■指定ごみ袋無償交付制度

区分	対象世帯	交付対象期間	選択の有無	指定袋の種類	配布枚数
A	生活保護世帯	年度ごと	無し	燃やすごみ(小) 埋立ごみ(小)	30枚/人×世帯の人数 10枚/世帯
B	障がい者 (紙おむつ又はストマ用器具の交付を受けている方)		有り	燃やすごみ(小) 燃やすごみ(中)選択分	120枚 中40枚+小20枚
C	在宅寝たきり老人等介護手当を受給している方		有り	燃やすごみ(小) 燃やすごみ(中)選択分	120枚 (新規認定)残月数×10枚 中40枚+小20枚
D	3歳未満の乳幼児のいる世帯	3年一括交付分 (新生児)	有り	燃やすごみ(小) 燃やすごみ(中)選択分	3年分 360枚 (転入者)残月数×10枚 3年分 中140枚+小10枚

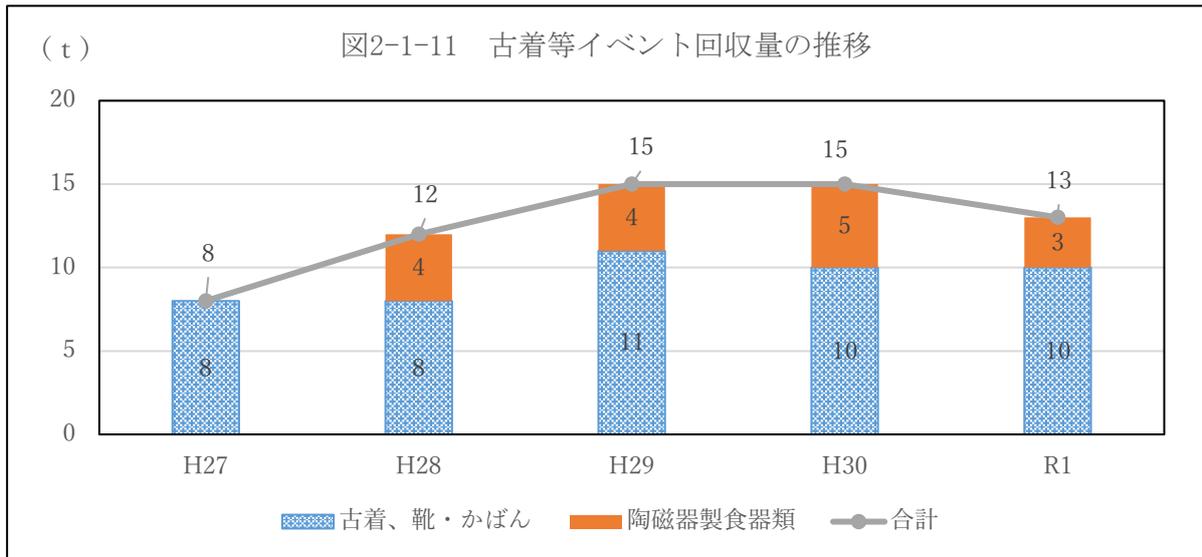
(ウ) イベント回収

平成 27 年度より、衣替えの時期に合わせて古着、靴・カバンを、平成 28 年度より陶磁器製食器類をイベント回収しています。

イベント回収を衣替えの時期に行うことにより、燃やすごみなどのごみの減量に寄与するとともにリサイクル意識の向上に役立っています。

また、平成 27 年度には、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電のリサイクルを推進するため、クリーンスポット大原に搬入された埋立ごみから小型家電のピックアップ回収を開始しました。あわせて、平成 27 年度の古着等のイベント回収時に小型家電についても回収を行い、ごみの減量と分別・リサイクルの啓発醸成に取り組みました。

平成 29 年度には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルを小型家電に使われている金属から製作する「都市鉱山でつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、イベント回収を行いました。今後も、機会を捉え、小型家電のイベント回収に努めます。

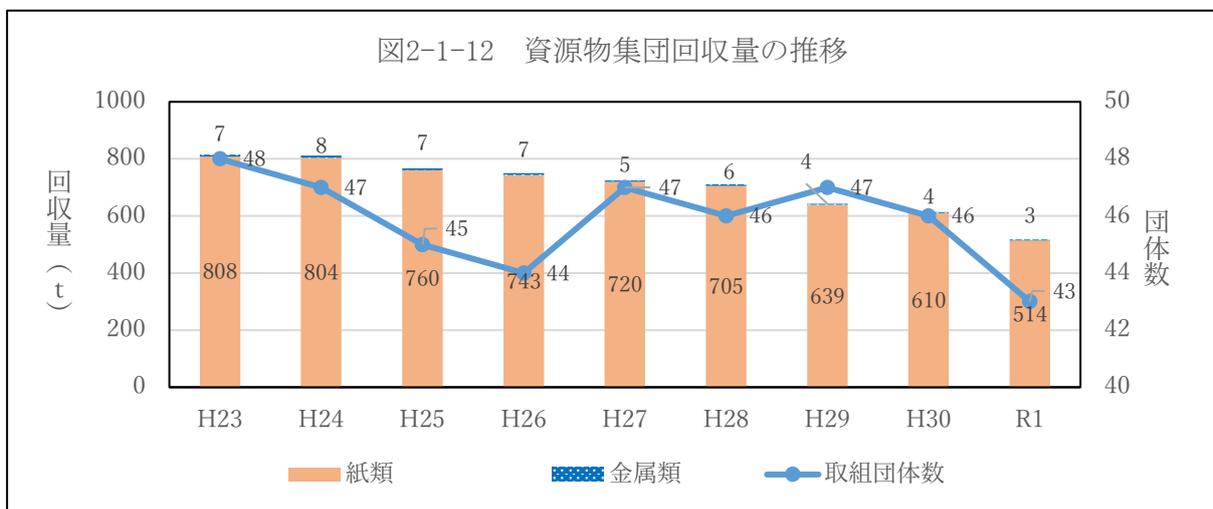


(エ) 資源物集団回収

P T Aや子ども会等の団体で、有価物となる新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、アルミ缶、スチール缶を集めて回収業者に引き渡した場合、収集量に応じて回収団体及び回収事業者に助成金を交付しています。

令和元年の登録団体数は43団体となっています。

集団回収は、親のみならず子どもたちも回収に参加することにより、環境学習の場となり、リサイクル意識の向上に役立っています。



(オ) 生ごみ処理機

生ごみ処理機の購入の補助制度は、平成16年の中越大震災のため廃止されましたが、平成23年度から補助制度を再開し、ごみ減量・リサイクル意識の向上のため肥料化容器及び電動生ごみ処理機を購入する市民に対して購入費の一部を補助しています。

毎年、広報やホームページを活用し市民へ制度等を周知していますが、補助実績は減少傾向です。

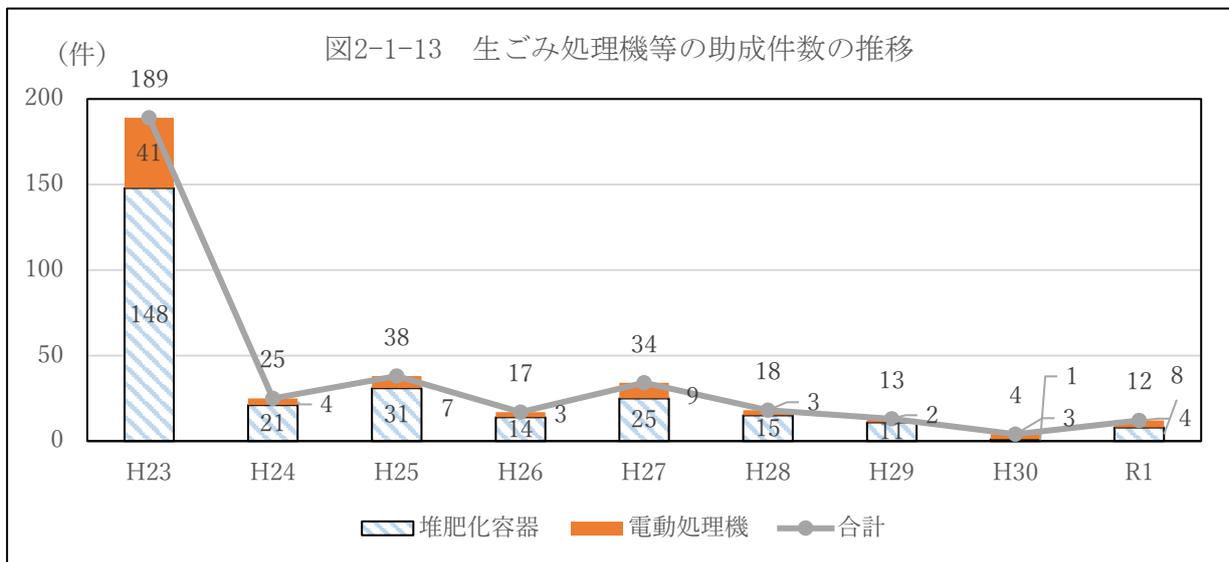
■ 生ごみ処理機の助成制度

種 別	補 助 額	台 数
たい肥化容器	購入費用の半分で、上限 3,000 円	1 世帯 2 台まで
電動生ごみ処理機	購入費用の半分で、上限 30,000 円	1 世帯 1 台まで

■ 生ごみ処理機の助成件数の推移

単位：件

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
堆肥化容器	148	21	31	14	25	15	11	1	8
電動生ごみ 処理機	41	4	7	3	9	3	2	3	4
合 計	189	25	38	17	34	18	13	4	12



(カ) 食品ロス

市内において食べきれずに残してしまう料理を食べきり、生ごみの発生量抑制を積極的に実施する「小千谷のごっつお食べきり運動」への参加を呼びかけるとともに市民に対して「宴会五箇条」をPRし、消費者と協力店の相互協力によるごみの減量化に取り組んでいます。

令和元年度現在、鮮魚会席組合と旅館組合の23事業所が参加しています。

■小千谷のごっつお食べきり運動「宴会五箇条」

## 宴会五箇条

其の一 まずは、**適量を注文**しましょう。

其の二 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の**声かけ**をしましょう。

其の三 **乾杯後20分、お開き前10分**は、席を立たずにしっかり食べる「**食べきりタイム**」にしましょう。

其の四 **目指すは完食ですが、食べ過ぎに注意**しましょう。

其の五 食べきれない料理は**仲間で分け合**いましょう。

(キ) 環境教育

市内の小・中学校、幼稚園における社会教育の場において、ごみの発生抑制・資源化に対する意識を育てることを目的として処理施設見学会等を実施しています。

■処理場見学者数

単位：名

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
時水清掃工場	351	363	325	297	330	419	385	313
クリーンスポット大原	139	106	176	67	66	176	190	118
合計	490	469	501	364	396	595	575	431

(ク) リサイクル広場の開設

クリーンスポット大原にリサイクル広場を設け、廃棄物として運び込まれたものの中から、修理などを行い再使用可能なものを無償で提供し、不用品の再使用を促進しています。

(ケ) 環境美化の推進

ごみの散乱を防止し、よりよい環境づくりを目的として、4月と5月の最終日曜日に「ごみゼロ運動（市内一斉清掃）」を実施するとともに、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいます。

(コ) ごみ排出場所の整備

地域の環境美化、ごみの適正排出とごみ収集の効率化を目的に、町内会が管理するごみ収集場所の整備に要する費用の一部を補助しています。

令和元年4月1日現在のごみ収集場所は、641箇所となっています。

(サ) 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、不法投棄監視員によるパトロールを行うとともに、町内会等と連携し、不法投棄多発重点地区には不法投棄防止啓発看板や移動式の監視カメラを設置しています。

また、行為者が判明した場合は、県及び警察と連携して厳しく対処する等、不法投棄をさせない環境づくりに努めています。

(シ) 災害廃棄物処理計画の策定

国の防災基本計画、県の地域防災計画及び小千谷市地域防災計画等に基づき、災害時の廃棄物の処理に関する具体的な行動に関する計画を平成30年度に策定しました。

## 第2章 中間評価

### 1 ごみ減量化とリサイクルの目標の達成状況

中間目標値（令和2年度）に対する現在（令和元年度）の達成状況は以下のとおりです。

#### ■ごみ減量化とリサイクルの目標と達成率

区 分	基準値 (基準年 度 H26) ①	中間目標値 令和2年度 ②	現況値 令和元年度③		達成率%	目標値 令和7年 度
1人1日当たりの排出量 (g)	1,048	972	1,099	▼	-67.1	900
総排出量(t)	14,333	12,597	14,037		17.0	11,151
計画収集量(t)	13,583	11,765	13,520		3.5	10,251
資源物集団回収量(t)	750	832	517	▼	62.1	900
リサイクル量 (t/年)	2,978	2,771	2,583		190.8	2,565
リサイクル率(%)	20.8	22.0	18.4	▼	83.6	23.0
最終処分量 (m <sup>3</sup> /年)	97.2	97.2	132.0	▼	-35.8	97.2

※令和元年度現況値③が基準値①より後退しているものは下向きの三角形を記載しています。

※達成率：達成率については、基準年度の基準値①から令和元年度現況値③がどれだけ進んでいるかを示しています。よって、基準年度の値から後退したものはマイナス値、目標以上となっているものは100%以上の数値を示しています。

※目標値が基準値より減らす場合の計算式： $(③-①) \div (②-①) \times 100$

※目標値が基準値より増やす場合の計算式： $③/② \times 100$

※目標値が基準値と同じ場合： $(①-③) \div ① \times 100$

#### ① 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量については、令和元年度時点において、令和2年度目標値を127g/人・日上回っており、一層の削減を推進していく必要があります。

#### ■1人1日当たりのごみ排出量計画値との比較（災害廃棄物、側溝汚泥を除く） 単位：g

	H28	H29	H30	R1	R2(目標値)
計画値	1,025	1,012	999	985	972
実績値	1,077	1,086	1,079	1,099	
計画値との比較	+52	+74	+80	+114	
目標値との比較	+105	+114	+107	+127	

## ② 総排出量

ごみの総排出量（災害廃棄物、側溝汚泥を除く）は、令和元年度時点において、令和2年度目標値を1,440トン上回っており、一層の削減を推進していく必要があります。

### ■ごみ総排出量計画値との比較（災害廃棄物、側溝汚泥を除く）

単位：t

	H28	H29	H30	R1	R2
計画値	12,978	12,676	12,372	12,069	12,597
実績値	14,337	14,269	13,988	14,037	
計画値との比較	+1,359	+1,593	+1,616	+1,968	
目標値との比較	+1,739	+1,671	+1,392	+1,440	

## ③ リサイクル量

リサイクル量は、令和元年度時点において、令和2年度目標値を186トン下回っています。

### ■リサイクル量計画値との比較（災害廃棄物、側溝汚泥を除く）

単位：t

	H28	H29	H30	R1	R2
計画値	2,926	2,882	2,846	2,809	2,771
実績値	2,914	2,817	2,744	2,583	
計画値との比較	-12	-65	-102	-226	
目標値との比較	+143	+46	-27	-188	

## ④ リサイクル率

リサイクル率については、令和元年度時点において、令和2年度目標値を3.6ポイント下回っており、達成が困難な状況です。

### ■リサイクル率計画値との比較（災害廃棄物、側溝汚泥を除く）

	H28	H29	H30	R1	R2
計画値	21.2%	21.4%	21.6%	21.8%	22.0%
実績値	20.3%	19.7%	19.6%	18.4%	
計画値との比較	-0.9ポイント	-1.7ポイント	-2.0ポイント	-3.4ポイント	
目標値との比較	-1.7ポイント	-2.3ポイント	-2.4ポイント	-3.6ポイント	

## ⑤ 最終処分量

年間の最終処分量については、令和元年度時点において、令和2年度目標値を34.8m<sup>3</sup>上回っており、一層の削減を推進していく必要があります。

## 2 現行計画の取組の実施状況

現行計画のごみ減量化とリサイクルの取組みの実施状況については、次ページの表に示すとおりです。なお、取組実施の有無（○：実施、×：未実施【情報収集段階のものを含む】）

によって中間評価を行いました。

全体的には、情報提供等の普及啓発については、市民向けを中心に毎年度継続的に実施していますが、事業者向けの発生・排出抑制やリサイクルへの取組は、機会を捉えて適時実施しています。事業者によるごみ発生抑制・資源化の取組を支援するため、事業系ごみ排出の実態を把握することが必要です。

また、環境教育においては、施設見学会や各学校での資源物集団回収への参加等によりごみ問題に対する関心、ごみの分別や減量・資源化に対する意識の醸成に努めていますが、年齢に応じた効果的な環境学習会の実施について検討する必要があります。

これら未実施の施策等については、計画期間内（令和7年度までの5年間）の実施に向け具体的な検討を行う必要があります。

#### ■ごみ減量化とリサイクルの取組の実施状況

取 組	実施の有無	
①資源ごみの分別収集	○	
②生ごみ処理減量化対策事業の推進	○	
③資源物集団回収	○	
④リサイクルプラザ	○	
⑤ごみ発生量抑制のための啓発活動	○	
⑥環境教育の推進	ごみ処理場見学会の実施	○
	環境学習会の実施	×
⑦ごみゼロ運動と不法投棄防止パトロール	○	
⑧グリーン製品の使用等	○	
⑨多量排出事業者への依頼	○	
⑩新たな施策の検討	×	

### 第3章 ごみ処理の課題

#### 1. 発生・排出抑制及び資源化、最終処分等に関する課題

##### (1) 1人1日当たりごみ排出量削減（排出抑制）の推進

今後、本市においても人口減少・超高齢社会の到来が予測されることから、ごみ排出量も自然に減少していくものと思われますが、市民一人ひとりがごみ減量に主体的に取り組んでいくことが重要です。

##### ① 家庭系ごみ

ごみ総排出量の約6割を占める家庭系ごみのうち、約7割を占める燃やすごみについては、ごみになるものを減らす発生回避や排出抑制（食品ロス削減、生ごみの水切り等）に努めるとともに、ごみと資源物の分別を徹底するなど、市民の取組を強化する必要があります。

##### ② 事業系ごみ

事業系ごみは、ごみ総排出量の約4割の水準にありますが、その排出量は増減を繰り返

しながら推移しており、継続的な減少傾向はみられません。

特に燃やすごみについては、家庭系ごみと同様に排出量の大半を占めており、事業者による排出抑制やごみと資源物の分別徹底など、より一層進める必要があります。

## (2) 資源化の推進

リサイクル率は、ここ数年減少する傾向にあり、前述の中間評価での目標達成状況のとおり、現状で令和7年度目標（23.0%）との差は4.6ポイントに広がっています。

目標年度（令和7年度）まで5年余りを残すのみとなっており、より効果が得られる施策を導入することが不可欠です。

### ① 家庭系ごみ（主に集団回収量や資源ごみ）

市民による取り組みを拡大・発展させるため、資源物の分別の徹底に向けた啓発活動、生ごみ処理機の普及、集団回収の報奨金対象品目の追加、店頭・拠点回収など、市民・事業者・市のリサイクル機会の増大に向けた協働等について検討する必要があります。

### ② 事業系ごみ

焼却対象となる燃やすごみの減量、紙くず類など資源物の分別の徹底をより一層促進するため、市の焼却施設（時水清掃工場）での受入料金の改定等について検討する必要があります。

また、市庁舎等から排出される事業系ごみについては、市自らが大規模事業所のごみ減量推進のモデルとなるよう、職場単位でのごみ減量、資源物の分別徹底等に努めます。

## (3) 最終処分量の削減

最終処分量は、平成23年度のごみ処理有料化以降は一時減少しましたが、近年は増加傾向にあります。

特に焼却残渣や不燃残渣は、県外の民間最終処分場に運搬し埋立処分しており、ごみ減量・資源化対策を推進することで、焼却残渣の削減効果（焼却量の減少）だけでなく、焼却や県外搬出に伴う温室効果ガスの削減にも寄与するものと期待されます。

ごみの減量化・資源化を推進することで、埋立ごみを出来るだけ減量化し、埋立費用の軽減を図るため、一層の埋立処分量削減に向けた取り組みを進める必要があります。

## 2. 収集・運搬体制に関する課題

### (1) 分別品目

ごみの収集については、本市は10種分別排出（収集）を基本としており、今後、可燃ごみや不燃ごみを減量するためには、分別の徹底により資源ごみの抽出量を増やす必要があります。

そこで、より資源化を進めるために、資源物の品目を増やすこと等が考えられますが、分別収集品目の増加には、市民の負担や収集・運搬体制を含めて検討する必要があります。

## (2) 分別・排出困難者に対する戸別収集の実施

今後、人口減少・超高齢化社会の到来が予想される中、高齢者や障がいのある市民などでごみの分別・排出が困難な世帯が増加していくものと予想されます。

こうしたことから、ごみの分別や排出が困難になる高齢者の支援、家の中を整理する際の大量のごみ問題に対応するため、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

## 3. 中間処理及び最終処分体制に関する課題

### (1) 中間処理施設

本市の中間処理は、クリーンスポット大原で実施していますが、長期間にわたり稼働していることから、日常の適正な維持・管理を行うことで施設機能の低下や損傷等を速やかに把握し、適正な施設整備を施すことが重要です。

### (2) 最終処分場

焼却残渣や不燃残渣は、県外の民間最終処分場で埋立処分しており、本市の最終処分場においては、側溝清掃汚泥を埋立処分しています。

最終処分においては、ごみの減量化・資源化を推進することで、埋立ごみを出来るだけ減量化し、埋立費用の軽減と最終処分場の延命化を図ることが重要です。

## 第4章 ごみ処理基本計画の内容

### 1 ごみ処理基本計画の方針

本市ではごみの焼却による処理と併せて減量化と資源の有効利用を目的に、ごみの積極的な分別収集に取り組んでいます。今後も排出量を削減するため、分別収集、再資源化、堆肥化など収集・運搬・処理の効率的な方法（処理全体を通してコスト、環境負荷が最小となるような施策）の選択に取り組む必要があります。

このようなことから、「小千谷市ごみ処理基本計画」は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに清潔で快適なまちづくりのために、次に掲げる事項に重点をおいて取り組んでいます。

#### **循環型社会形成に向けた重点事項**

- 1 ごみの減量及びリサイクルについて目標値を設け、ごみの発生抑制及びリサイクルに取り組みます。
- 2 分別収集の更なる啓発を行い、市民一人ひとりのごみ処理対策への意識の高揚を図ります。
- 3 市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を意識した、協働（パートナーシップ）により施策を推進します。
- 4 生ごみの更なる減量化と有効利用を推進します。

#### **環境美化のための重点事項**

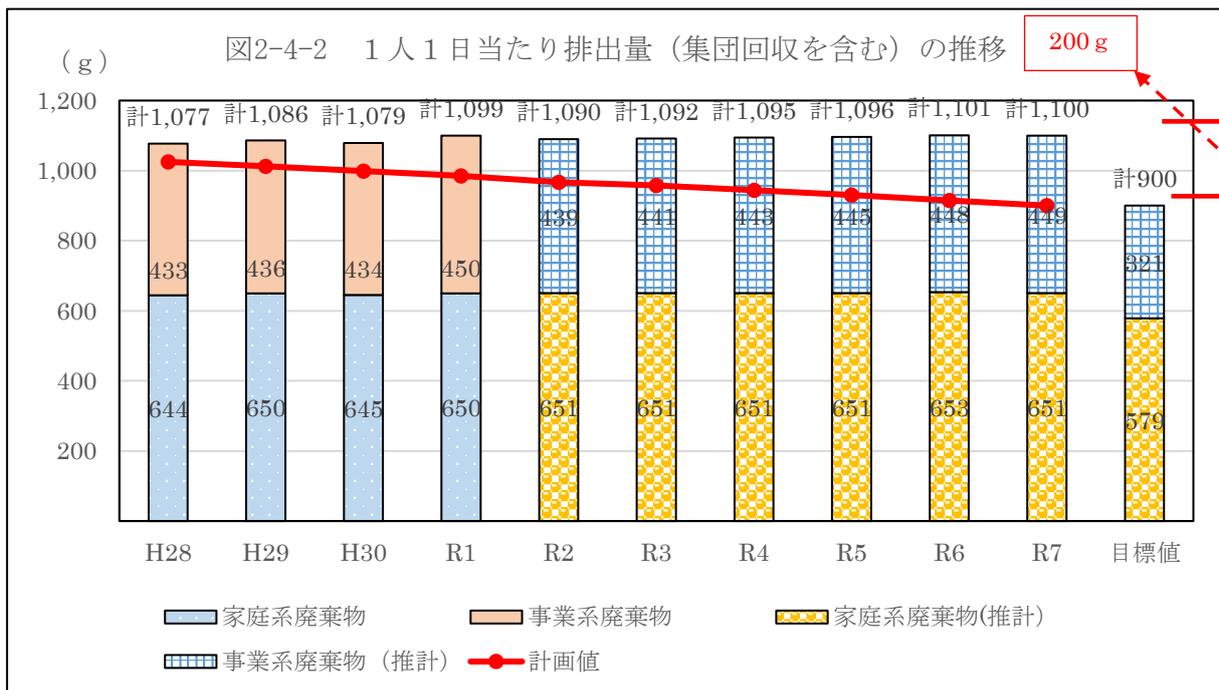
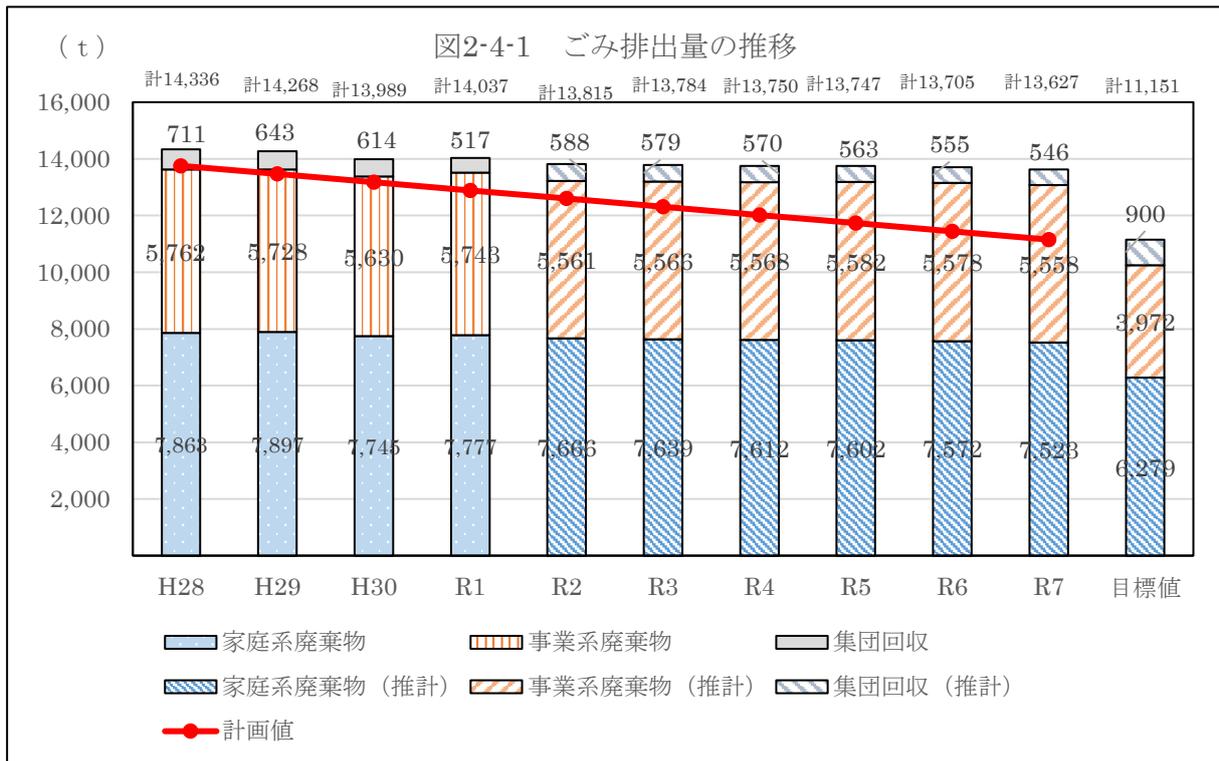
- 1 ごみの出し方の徹底を図ります。
- 2 ごみステーション整備について、引き続き取り組みます。
- 3 不法投棄の防止について、引き続き取り組みます。

### 2 排出量の推計

#### (1) ごみ排出量と1人1日当りの排出量の推計

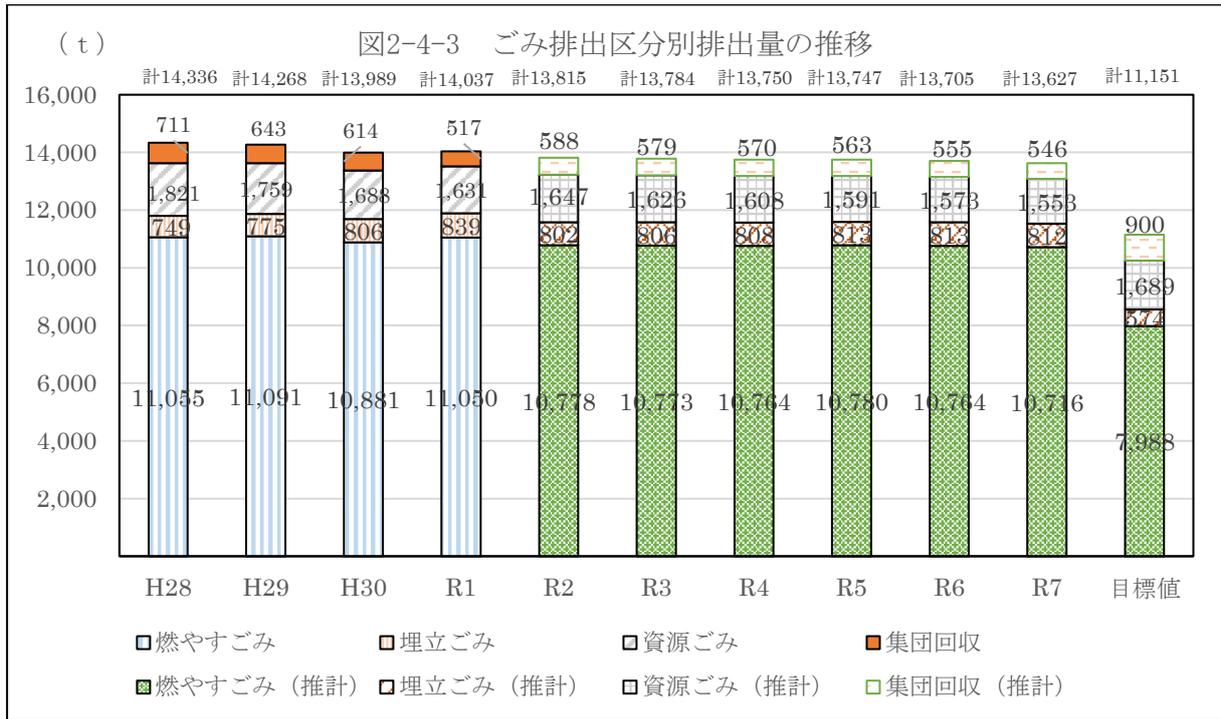
ごみ発生量（ごみ総排出量）の将来予測については、現状の分別区分、収集体制のままで推移するものとして推計を行っています。予測結果によると、令和7年度の総ごみ発生量は13,627 tと推計され、現状（令和元年度）に対して約2.9%減少するものと見込まれます。

一方、令和7年度の1人1日あたりの予測排出量は、1,100グラムで、令和元年度と比較し同量と見込まれます。



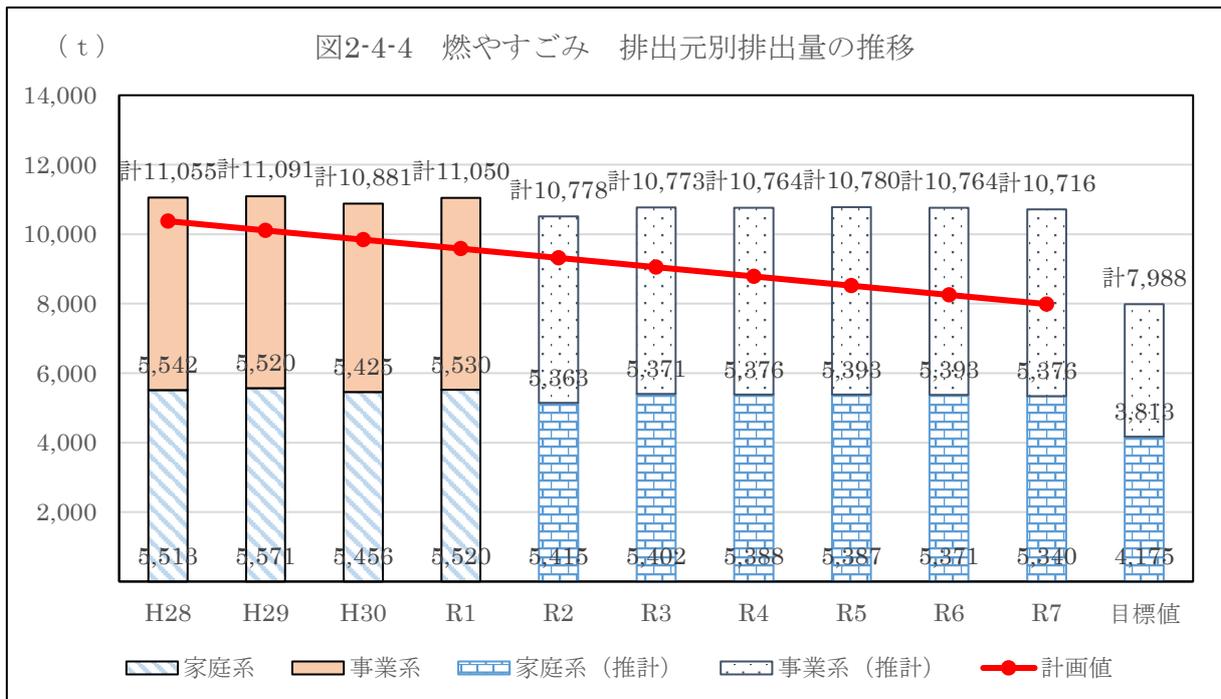
(2) ごみ排出区分別排出量の推計

ごみ排出区分別の排出量の将来予測については、以下のとおりです。



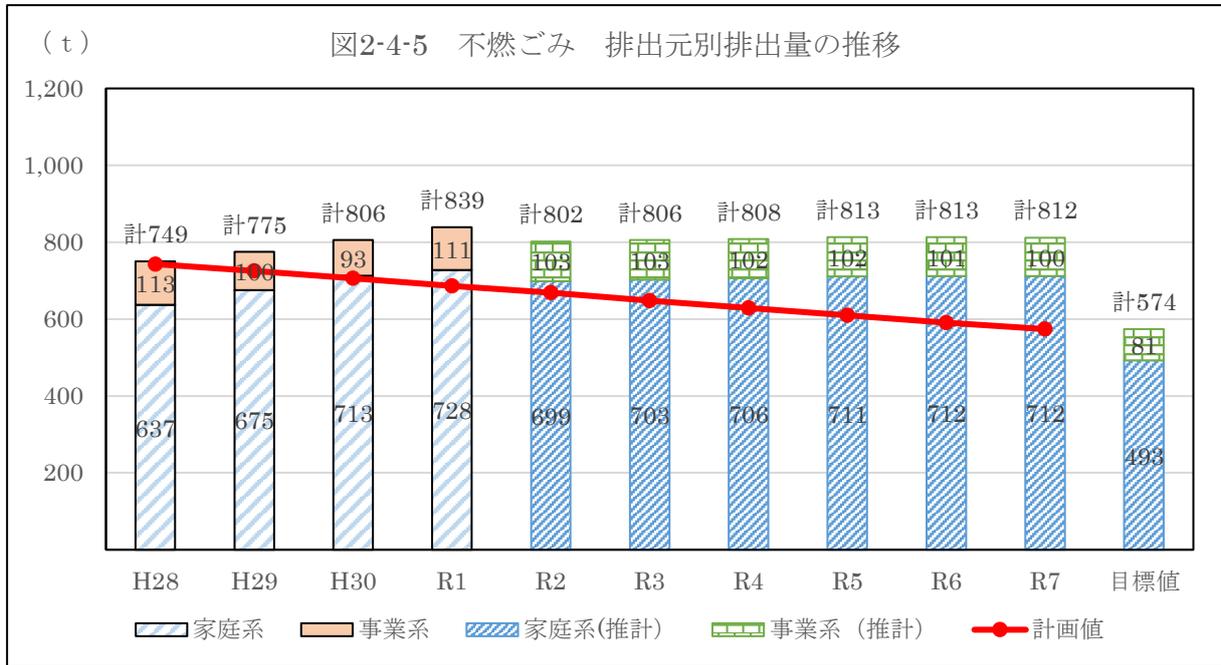
① 燃やすごみ

令和7年度の燃やすごみの量は推計では10,716 tであり、令和元年度と比較し334 t減少する見込みですが、目標達成のためには令和7年度において2,728 t（家庭系1,165 t、事業系1,563 t）減量する必要があります。



② 不燃ごみ

令和7年度の不燃ごみの量は推計では812tであり、令和元年度と比較し27t減少する見込みですが、目標達成のためには令和7年度において238t（家庭系219t、事業系19t）減量する必要があります。



③資源ごみ

令和7年度の資源ごみの量は推計では1,553tであり、令和元年度と比較し78t減少し、目標を達成する見込みです。

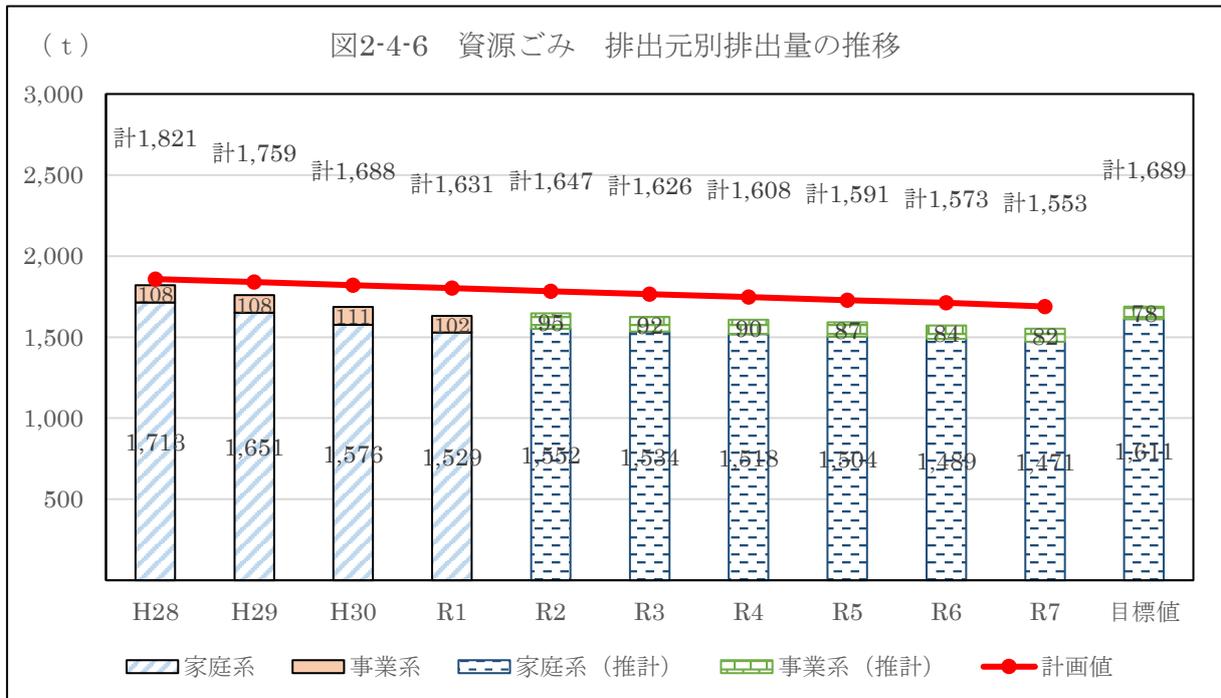
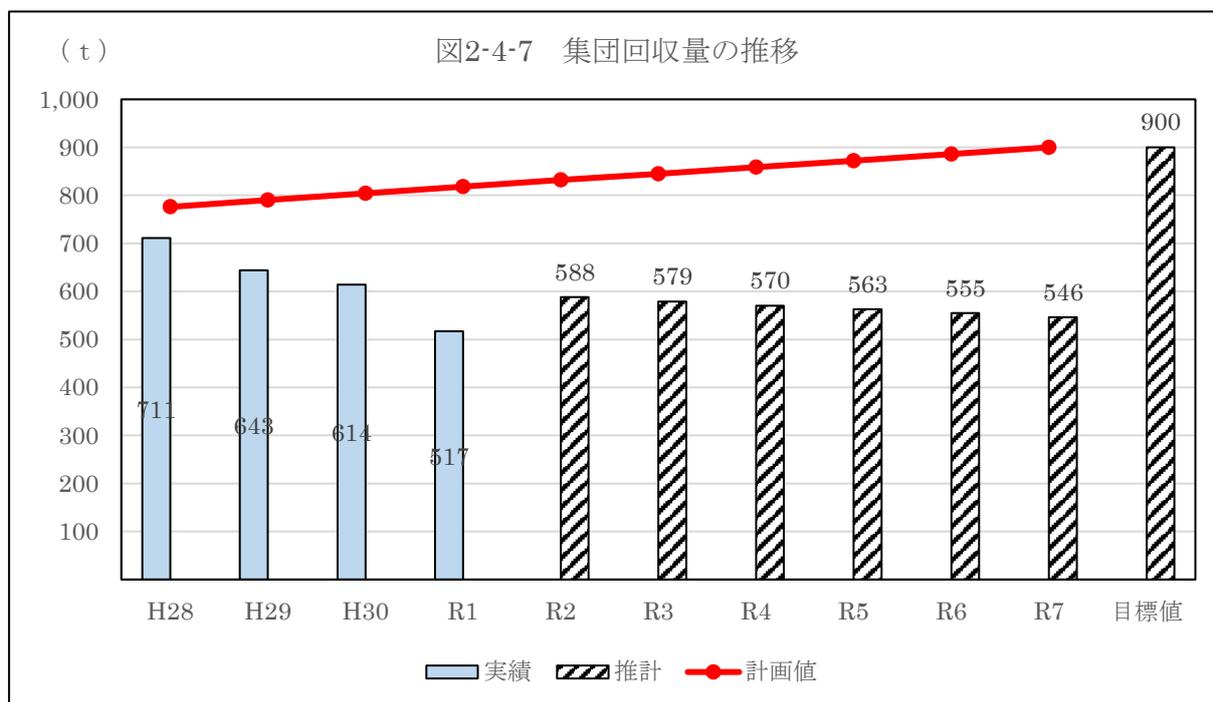


図2-4-6 【資源ごみ】排出元別排出量の推移 (R2以降は推計)

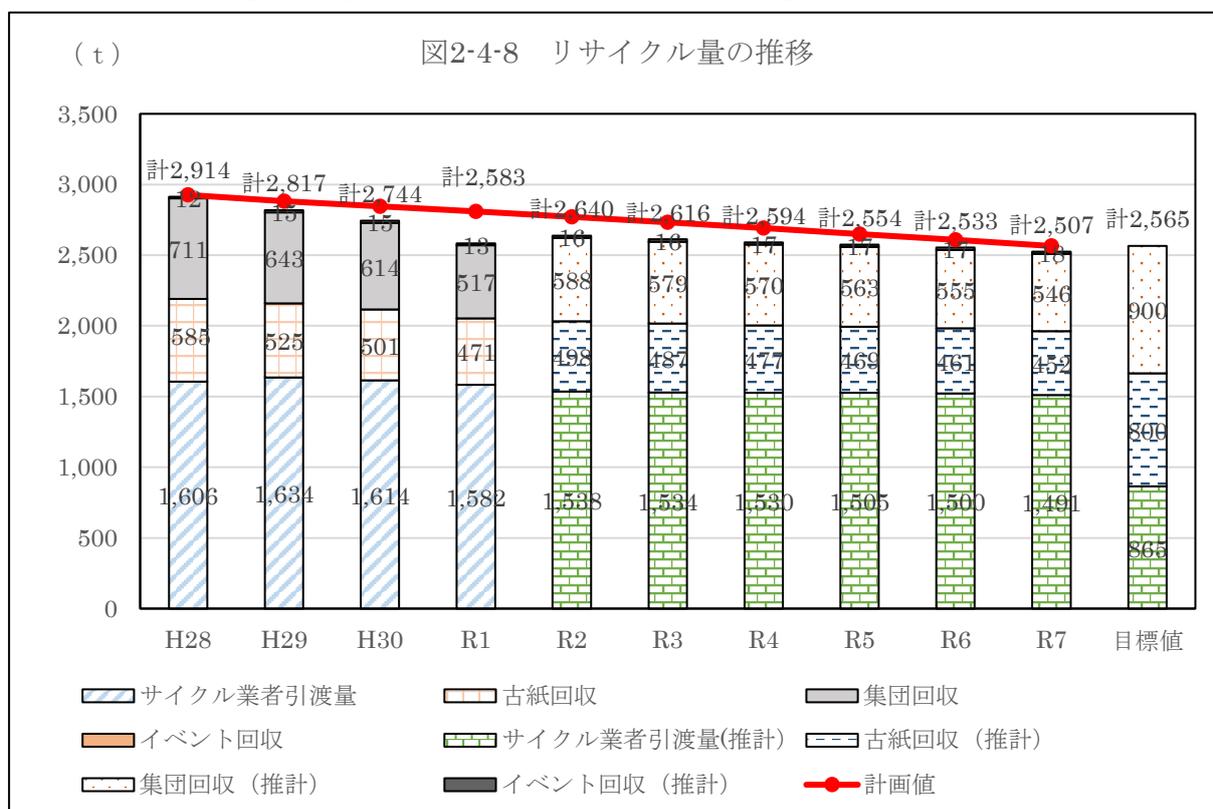
#### ④ 集団回収

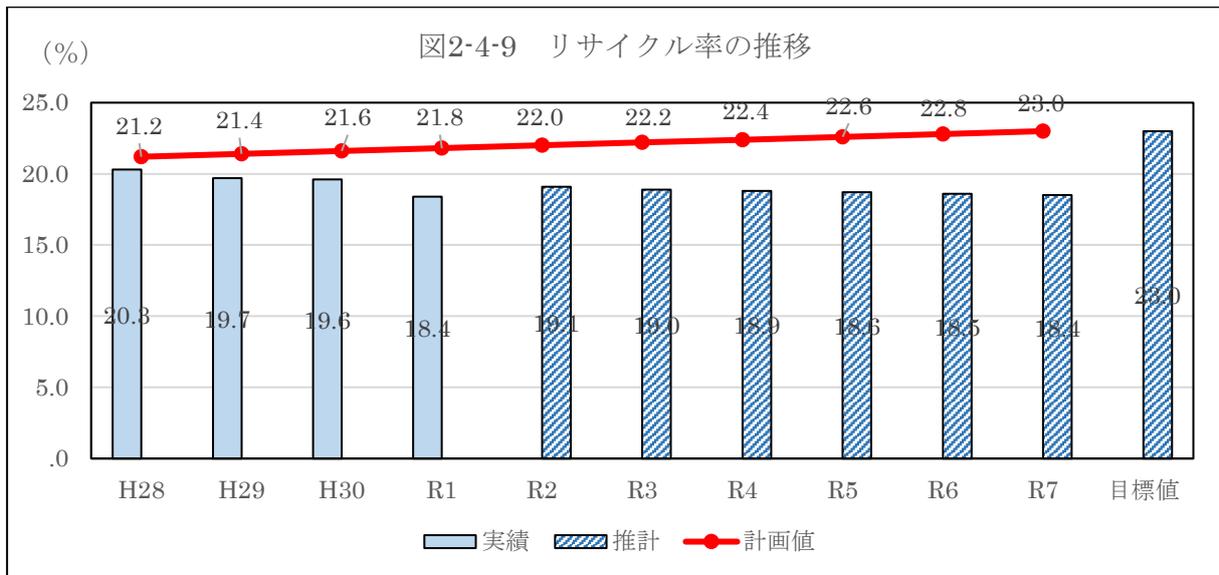
令和7年度の集団回収の量は推計では546 tであり、令和元年度と比較し29 t減少する見込みですが、目標達成のためには令和7年度において354 t増やす必要があります。



#### (3) リサイクル量とリサイクル率の推計

リサイクル量、リサイクル率の令和7年度の予測値は、令和元年度と比較しリサイクル量で76 t減少する見込みです。また、リサイクル率は同じと見込まれます。





### 3 ごみ減量化とリサイクルの目標

#### (1) 基準年度の設定

第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画では、平成 26 年度を基準に指標を設定しています。今回の中間見直しでは、目標年次の見直しを行わないことから、変更はありません。

#### (2) ごみ排出量とリサイクルの目標

現行計画の目標数値に対しては、いずれの項目も現状（令和元年度）で未達成の状況にあることから、令和 7 年度の目標達成に向けて取り組みを一層加速させることとします。

このため、ごみ減量等の目標については、資源ごみや集団回収等を含むごみ総排出量や生活系ごみ排出量といった一括りではなく、「減らす対象（ごみ）」をより明確にし、また、市民・事業者の各主体が努力の度合いを評価しやすいよう新たに「家庭系ごみ排出量（1 人 1 日当たり）」と「事業系ごみ排出量（1 人 1 日当たり）」にそれぞれ区分しました。

#### ■ごみ排出量とリサイクルの目標

		H26 実績	R1 実績	R7 目標
一人一日当たり 排出量 (g/人・日)	家庭系（集団回収含む）	651	650	579
	事業系	397	450	321
	合計	1,048	1,099	900
総排出量（t/年）		14,333	14,037	11,151
計画収集量		13,583	13,520	10,251
家庭系		8,158	7,777	6,279
事業系		5,425	5,743	3,972
資源物集団回収		749	517	900
リサイクル量（t/年）		2,978	2,583	2,565
リサイクル率（%）		20.8	18.4	23.0
最終処分量（t/年）		97.2	132.0	97.2

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

## 4 ごみ減量化とリサイクルの取組み

ごみ減量や資源化を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、ごみの排出抑制及び資源化に向け市民・事業者・行政が協働して取り組みます。

### (1) 市民の取組み

#### ① グリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）運動

- ・環境や人の健康を害さない商品を選びます。
- ・資源とエネルギー消費の少ない商品を選び、むだなく使うようにします。
- ・長くつきあえる商品やサービスを選びます。
- ・繰り返しの使用や詰め替えできる商品を選びます。
- ・リサイクルしやすい商品を選びます。
- ・リサイクル資源が使われている商品を選びます。
- ・買い物時はマイバッグを使うようにします。
- ・過剰包装の辞退やばら売りのものを購入するようにします。
- ・「小千谷のごつつお食べ切り運動」に協力します。

#### ② 市が実施するごみの収集への協力

- ・市のごみの分別収集に協力します。
- ・市のごみのリサイクルに協力します。

#### ③ 事業者等が実施するリサイクル事業への協力

- ・スーパー等が実施する牛乳パック、発泡スチロールトレイ等の回収に協力します。
- ・酒屋等が実施する空きビンの回収に協力します。

#### ④ 資源物集団回収等への参加と協力

- ・町内会、PTA等が行う資源物集団回収活動に積極的に参加・協力し、ごみの減量とリサイクルに努めます。

#### ⑤ 生ごみの処理

- ・生ごみの堆肥化などに積極的に取り組み、ごみの減量に努めます。
- ・「買いすぎない」、「作りすぎない」、「食べきる」ことで、生ごみをできるだけ出さないようにします。
- ・生ごみは、できるだけ「水切り」をして捨てます。

### (2) 事業者の取組み

#### ① ごみの減量化、リサイクルの推進

- ・分別排出を行い、ごみの減量化、リサイクルに努めます。
- ・特に多量のごみを排出する事業者は、大型生ごみ処理機導入による堆肥化や飼料化、剪定枝のチップ化などの資源化を検討するなど、ごみの減量化、リサイクルの推進に努めます。

#### ② 自主回収の促進と啓発

- ・牛乳パック、発泡スチロールトレイ等の自主回収を進めます。

- ・リサイクル意識の啓発を推進します。
- ③ 分別収集への協力
  - ・廃棄方法（分別）の表示を行うなど、市の分別収集に協力します。
- ④ 包装の簡素化の推進
  - ・マイバッグ運動の推進をします。
  - ・包装の適正化に努めるとともに、簡素化について消費者に協力を呼びかけます。
- ⑤ 従業員の意識啓発
  - ・従業員に対しごみの減量化、資源化について意識の高揚を図ります。
- ⑥ グリーン製品の使用等
  - ・再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、ものをむだにしないよう努めます。

### (3) 行政の取組み

ごみの排出抑制及び資源化に向けた以下の施策を推進します。なお、今後の計画期間内に重点的に取り組んでいく施策等については、「重点」と表記しました

#### ■ごみ減量化とリサイクルの施策と取組

	施策	取組	今後の計画
①	資源ごみの分別収集	分別収集の徹底	➡継続
②	生ごみ処理減量化対策事業の推進	生ごみ処理機器の購入の推進	➡継続
③	資源物集団回収	資源物集団回収の推進	➡継続
④	リサイクルプラザ	不用品のリサイクルの推進	➡継続
⑤	ごみ発生量抑制のための啓発活動	啓発活動やごみ処理費用等の情報提供	➡継続 <b>【重点】</b>
		食品ロス削減の啓発	新規取組 <b>【重点】</b>
		事業者によるごみの発生抑制・資源化の啓発	新規取組 <b>【重点】</b>
		事業系可燃ごみの組成分析	新規取組
⑥	環境教育の推進	①ごみ処理場見学会の実施	➡継続
		②小中学生を対象とした環境学習会の実施	➡継続
⑦	ごみゼロ運動と不法投棄防止パトロール	①ごみゼロの日の全市一斉清掃の実施	➡継続
		②不法投棄防止の啓発とパトロールの実施	➡継続
⑧	グリーン製品の使用等	市が率先して再生品など環境にやさしい製品の使用	➡継続
		市が率先してペットボトルなどのプラスチックごみの削減に努める	新規取組
⑨	多量排出事業者への依頼	ごみの減量と資源化の依頼	➡継続
⑩	新たな施策の検討	新たな施策の検討	➡継続
		新たなごみ収集システムの研究	新規取組 <b>【重点】</b>

① 資源ごみの分別収集

- ・プラスチック製容器包装ごみの分別と洗浄の徹底や、蛍光管などの有害・危険物の分別収集の徹底に努めます。

② 生ごみ処理減量化対策事業の推進

- ・家庭から出る生ごみの堆肥化と生ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機器の購入を引き続き推進します。

③ 資源物集団回収

- ・資源のリサイクルを進めるため、資源物集団回収を引き続き推進します。

④ リサイクルプラザ

- ・リサイクル広場を活用し不用品のリサイクルを推進します。

⑤ ごみ発生量抑制のための啓発活動

- ・グリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）運動などによる啓発活動やごみ処理費用等の情報公開を通して、ごみ発生量の抑制を図ります。

**【新規取組】重点**

○食品ロス削減の啓発

家庭ごみの約7割を占めている燃やすごみの中には、食べ残しや手つかずの食品、いわゆる「食品ロス」が多く含まれています。食品ロス削減の取り組み事例など、市民・事業者へ広報紙やホームページ等あらゆる手法・機会を通して積極的に発信し、食品ロス削減の意識向上と取り組みの浸透を図ります。

○事業者によるごみの発生抑制・資源化の啓発

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう、情報提供等をホームページや広報紙等あらゆる手法・機会を通してごみ減量の意識向上と取り組みの浸透を図ります。

○事業系可燃ごみの組成分析

事業者によるごみ発生抑制、資源化の取り組みを支援するため、事業系可燃ごみの組成調査等を実施し、これらを基に事業者に対するごみ減量、リサイクルの啓発を強化します。

⑥ 環境教育の推進

- ・ごみ処理場見学会を実施します。
- ・環境問題の一つとしての認識・理解を広め、循環型社会形成の推進をするため、小中学生を対象とした環境学習会を実施します。

⑦ ごみ“ゼロ”運動と不法投棄防止パトロール

- ・ごみ“ゼロ”の日の全市一斉清掃の実施、不法投棄防止の啓発とパトロールの実施をし

ます。

⑧ グリーン製品の使用等

- ・市が率先して再生品など環境にやさしい製品を使用するとともに、省資源とリサイクルの促進に積極的に協力します。

**【新規取組】**

○市が率先してペットボトルなどプラスチックごみの削減に努める

プラスチックごみによる環境汚染等が問題となっています。市が率先してペットボトルなどプラスチックごみの削減に努めます。

○プラスチックごみ削減の啓発

プラスチックごみ問題の情報を市民・事業者へ発信し、プラスチックごみ削減について市民・事業者の意識向上に取り組みます。

⑨ 多量排出事業者への依頼

- ・多量のごみを排出する事業者に対して、ごみの減量と資源化を依頼します。

⑩ 新たな施策の検討

- ・ごみの発生抑制・適正処理を促すため、大型生ごみ処理機の導入に対する助成や使用済油の回収など、新たな施策について先進地の状況を調査し、実施について検討します。

**【新規取組】 重点**

○新たなごみ収集システムの研究

ごみの分別・排出が困難な市民の負担を軽減するため、他都市の先進事例を参考に、より効率のよい収集の仕組みの研究・検討を進めます。

## 5 ごみの分別収集区分とリサイクル・処理の方針

### (1) ごみの分別収集区分

現行（令和2年度実施）のごみの分別区分により分別収集を行います。また、大きな要因変化があった場合は見直しを検討します。

■ごみの分別収集区分

(1) 燃やすごみ	(6) 古紙類（雑誌、チラシ）
(2) 飲食用缶・ビン、化粧品ビン	(7) 古紙類（ダンボール）
(3) ペットボトル	(8) 有害・危険物
(4) プラスチック製容器包装	(9) 埋立ごみ
(5) 古紙類（新聞紙）	(10) 粗大ごみ

■イベント回収

(1) 古着	(3) 陶磁器製食器類
(2) 靴・かばん	

## (2) 処理・リサイクルの方針

### ① 燃やすごみ

生ごみ、木材類などの他、資源物集団回収で回収されなかった紙布類やごみ袋として使用されたプラスチック製袋を焼却処理した後に埋立処分をします。

### ② 資源ごみ

資源ごみとして飲食用缶・ビン、化粧品ビン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集を行い、リサイクル品として搬出します。

### ③ 古紙類

新聞、雑誌・チラシ、ダンボールを対象とし、委託業者へリサイクル品として搬出します。

### ④ 有害・危険物

蛍光管、スプレー缶、カセットボンベ、乾電池、小型充電式電池、ライター、水銀製の体温計・血圧計・温度計を対象に分別収集を行い、クリーンスポット大原において再使用可能なものをリサイクル業者に搬出後、国の廃棄物処理基準により適正に処分します。

### ⑤ 埋立ごみ

プラスチック製容器包装以外のプラスチック類、金属類、ガラス・陶磁器類、ゴム・合成皮製品、キャップ類などを対象とし、破碎処理後に埋立処分をします。

なお、鉄類などの金属類や小型家電などリサイクル可能なものは資源ごみとして処理します。

### ⑥ 粗大ごみ

可燃粗大ごみと不燃粗大ごみに分け、処理場への持込みを基本としますが、不燃粗大ごみで10キログラム程度までのものについては収集します。可燃粗大ごみは焼却処理し、不燃粗大ごみで再使用可能なものはリサイクルプラザを通じて再利用し、その他は破碎処理後に埋立処分をします。

### ⑦ 古着等

古着、靴・かばん、陶磁器製食器類はイベント方式により回収し、委託業者にリサイクル品として搬出します。

## 6 適正処理困難物の処理方針

処理能力を超える製品及び危険性・有害性があるもの、並びに家電リサイクル法対象品の排出及び処理に関しては、市民及び事業者に対し理解と協力を求めるとともに、事業者による回収責任の徹底を図ります。

《例》

- ・テレビ ・冷蔵庫 ・洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン ・パソコン ・オートバイ
- ・タイヤ ・バッテリー ・農機具 ・消火器 ・農薬、薬品 ・感染性廃棄物
- ・廃油(食用油などで小さく固められたものは除く) ・建築廃材 ・産業廃棄物

## 7 事業系ごみの処理方針

事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、事業者の自己搬入又は許可業者による収集とし、処理については時水清掃工場及びクリーンスポット大原で行います。多量排出者については自己処理責任の原則から自己処理に努めます。

## 8 ごみ処理の計画に関する事項

### (1) 収集運搬計画

#### ① 収集計画

本市のごみの計画処理区域は市内全域とします。

ごみの収集・運搬は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により行うものとし、運搬車両はごみの性状に合わせパッカー車又はダンプを使用して行います。

#### ■家庭系ごみの排出区分別収集形態

区分	回収方式	収集形態	収集回数	搬入先
燃やすごみ(可燃粗大除く)	ステーション	委託	3回/週	時水清掃工場
空カン、空ビン	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
ペットボトル	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
プラスチック製容器包装	ステーション	委託	2回/週	クリーンスポット大原
古紙類(新聞、雑誌・チラシ、ダンボール)	ステーション	委託	1回/月	古紙再生業者
有害・危険物	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
埋立ごみ	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ(不燃) 10kg程度以下	ステーション	委託	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ(不燃) 10kg以上	直接搬入	—	—	クリーンスポット大原
粗大ごみ(可燃)長さ60cm程度以上	直接搬入	—	—	時水清掃工場
古着、靴・かばん、陶磁器製食器類	イベント	—	—	委託業者
小型家電	イベント	—	—	クリーンスポット大原

#### ② 自己搬入

引っ越し等で多量のごみを排出する場合は、排出者による直接処理場への搬入又は許可業者へ依頼するものとします。

(2) 中間処理計画

時水清掃工場及びクリーンスポット大原で、燃やすごみ・埋立ごみ・資源ごみ・有害・危険物・粗大ごみのリサイクルと処分を行います。古紙類については、収集委託業者から古紙再生業者へ引渡します。

(3) 最終処分計画

最終処分は処分場の適正管理と延命の観点から、市外施設へ処理を委託します。

## 9 ごみ処理の施設整備に関する事項

(1) 収集運搬処理施設

引き続きごみ収集用ごみ箱を設置する町内に補助金を交付し、整備を進めます。

(2) 中間処理施設

令和元年度に時水清掃工場及びクリーンスポット大原の各廃棄物処理施設について、長寿命化計画を策定しました。

各廃棄物処理施設については長寿命化計画に基づき施設の延命化や更新などの施設整備を進めます。

## 第5章 ごみ処理の将来における課題

### 1 ごみ処理の広域化

小千谷市、長岡市、見附市、出雲崎町（以下「4市町」）は、それぞれに古くからの歴史を有し、豊かな自然や地域資源を活用した独自の産業や文化を培い、魅力ある地域コミュニティを形成しています。

4市町は、定住自立圏形成協定に基づき、適切な役割分担とさらなる相互連携を進めながら、それぞれの有するさまざまな地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体として確保することを通じて、住民が安心・安心かつ快適に暮らし、だれもが住み続けたいと実感できる圏域づくりを目指しています。

本圏域においては、小千谷市、長岡市及び見附市がそれぞれ単独で廃棄物処理施設を設置しています。各施設では、毎年定期的に点検・整備を行うことにより、処理に万全を期していますが、中には供用開始後20年以上を経過した老朽施設もあるため、延命化や緊急時の応援体制を進めていく必要があります。

こうしたことから、廃棄物処理を円滑かつ効率的に行うため、廃棄物処理施設の連携及び広域化の推進について検討を行っています。

### 第3部 生活排水処理基本計画

#### 第1章 生活排水処理の現状

##### 1 生活排水処理

###### (1) 生活排水処理の現状

令和元年度における本市の生活排水処理人口は 32,902 人（内訳；公共下水道接続人口 28,034 人、農業集落排水施設接続人口 43,575 人、合併処理浄化槽人口 1,293 人）であり、平成 26 年度の 34,836 人（内訳；公共下水道接続人口 28,216 人、農業集落排水施設接続人口 4,895 人、合併処理浄化槽人口 1,725 人）に比べ 5.6%の減となっています。

また、令和元年度の処理計画人口に対する生活排水処理人口の割合は、平成 26 年度の 93.0%から 94.3%へと増加しています。

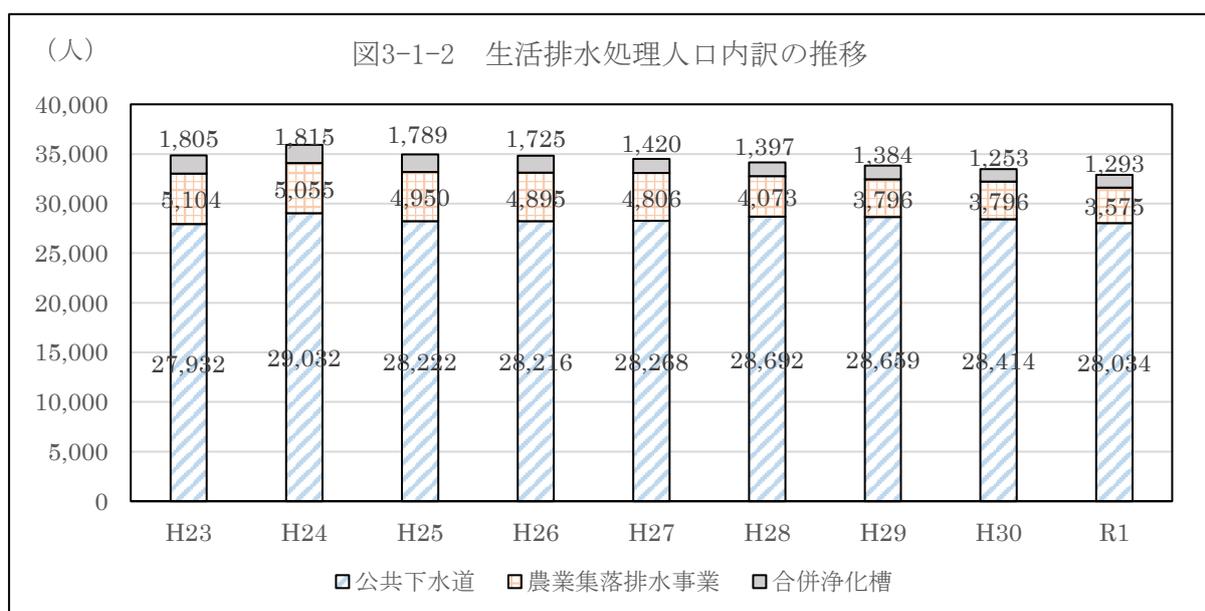
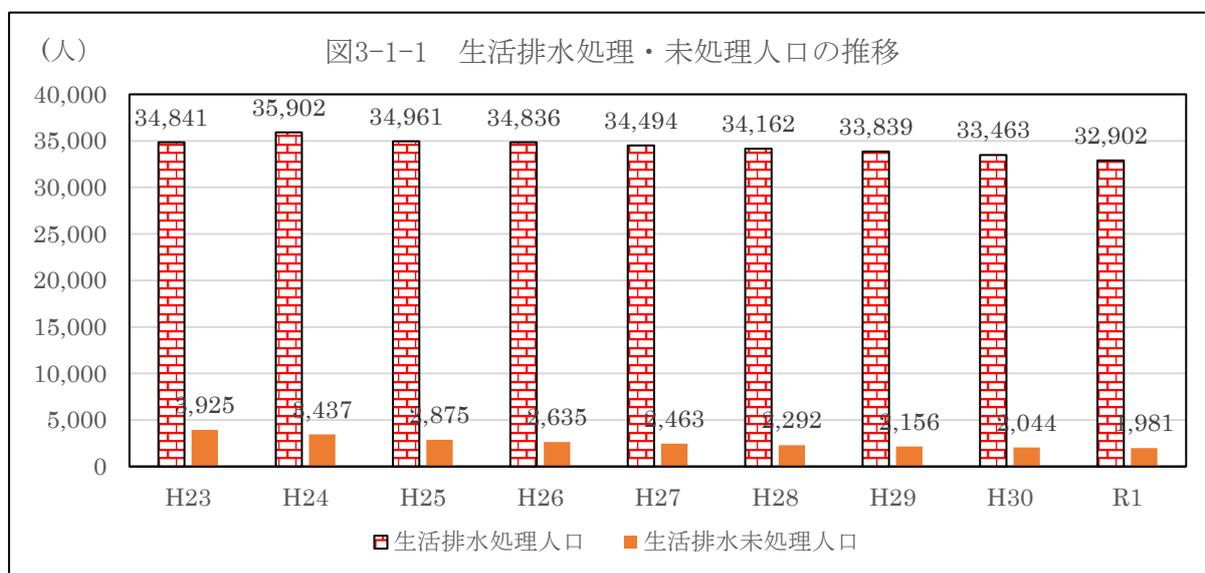
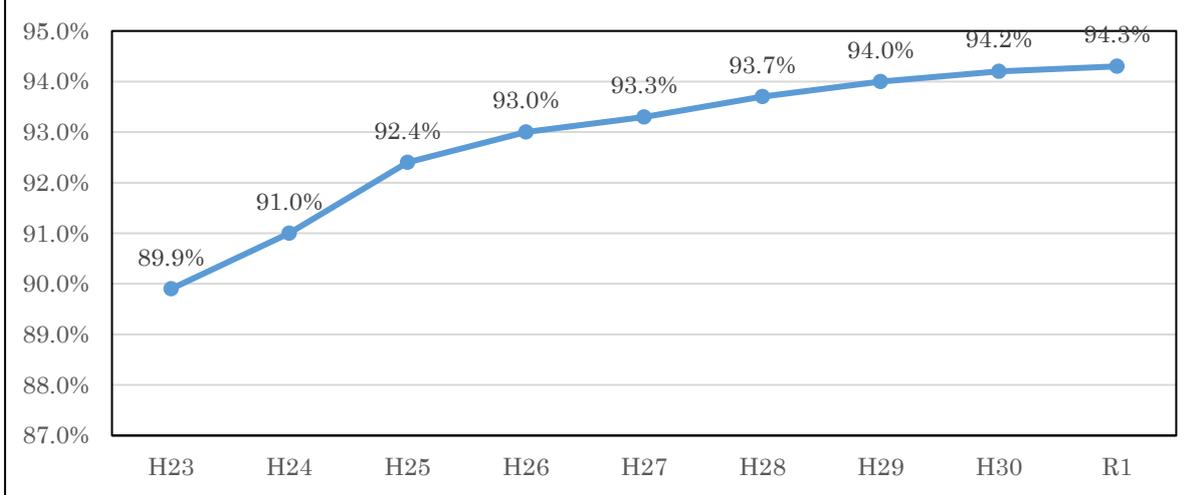


図3-1-3 生活排水処理人口の割合の推移



■生活排水処理人口の内訳

単位：人

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	37,471	36,957	36,454	35,995	35,507	34,883
水洗化、生活雑排水処理人口	34,836	34,494	34,162	33,839	33,463	32,902
(1) 公共下水道	28,216	28,268	28,692	28,659	28,414	28,034
(2) 農業集落排水処理施設	4,895	4,806	4,073	3,796	3,796	3,575
(3) 合併処理浄化槽	1,725	1,420	1,397	1,384	1,253	1,293
水洗化、生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	1,786	1,566	1,419	1,389	1,342	1,283
非水洗化人口	849	897	873	767	702	698

(2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

■生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	小千谷市（流域関連）
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	小千谷市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	小千谷市

(3) 処理・処分の流れ

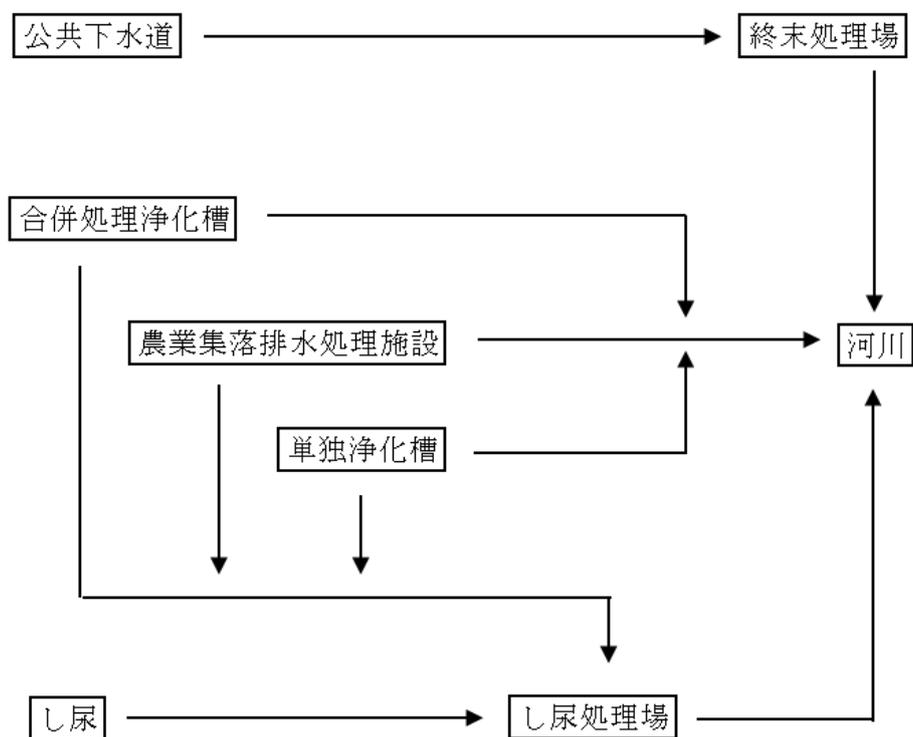


図 3-1-4 生活排水区分別処理フロー

(4) 下水道の現状

本市の公共下水道事業は、昭和 58 年度に国の認可を受け整備が始まりました。平成 4 年度に一部の区域で供用を開始し平成 21 年度で面的整備を完了しましたが、計画区域に隣接した区域の見直しを行うとともに、整備区域内の水洗化率向上に取り組んでいます。

(5) 農業集落排水処理施設の現状

本市の農業集落排水処理施設は、昭和 57 年度に鴻野谷地区において整備が始まりました。その後、池ヶ原地区、吉谷地区、川井地区、真人地区、岩沢地区、上片貝地区の整備を行いました。鴻野谷地区は施設の老朽化に伴い、平成 28 年度に公共下水道に接続されました。

■ 農業集落排水処理区域

処理区域	※計画処理対象人口（人）	整備年
池ヶ原地区	555	H. 4～H. 6
吉谷地区	1,811	H. 6～H. 10
川井地区	633	H. 9～H. 12
真人地区	1,176	H. 11～H. 14
岩沢地区	1,261	H. 14～H. 18
上片貝地区	418	H. 16～H. 21

※当初計画定住人口数値

## (6) 合併処理浄化槽の現状

本市の合併処理浄化槽は、病院、学校、公営住宅等の公共施設を中心に昭和 53 年から設置が行われておりましたが、公共下水道等の整備に伴い市街地では廃止されています。

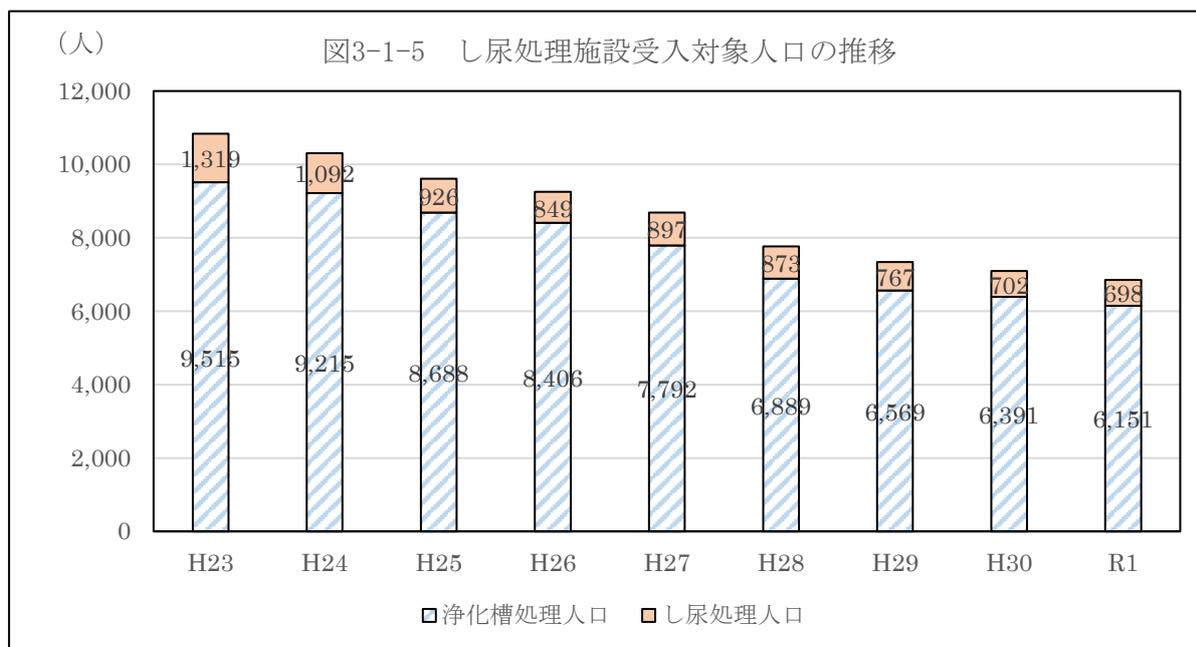
現在は公共下水道や農業集落排水処理施設整備区域外を対象として、平成 6 年度から小型合併処理浄化槽の補助を開始し、令和元年度末時点で補助対象として 308 基が設置されました。

## 2 し尿・汚泥処理

### (1) し尿計画収集人口・浄化槽人口の現状

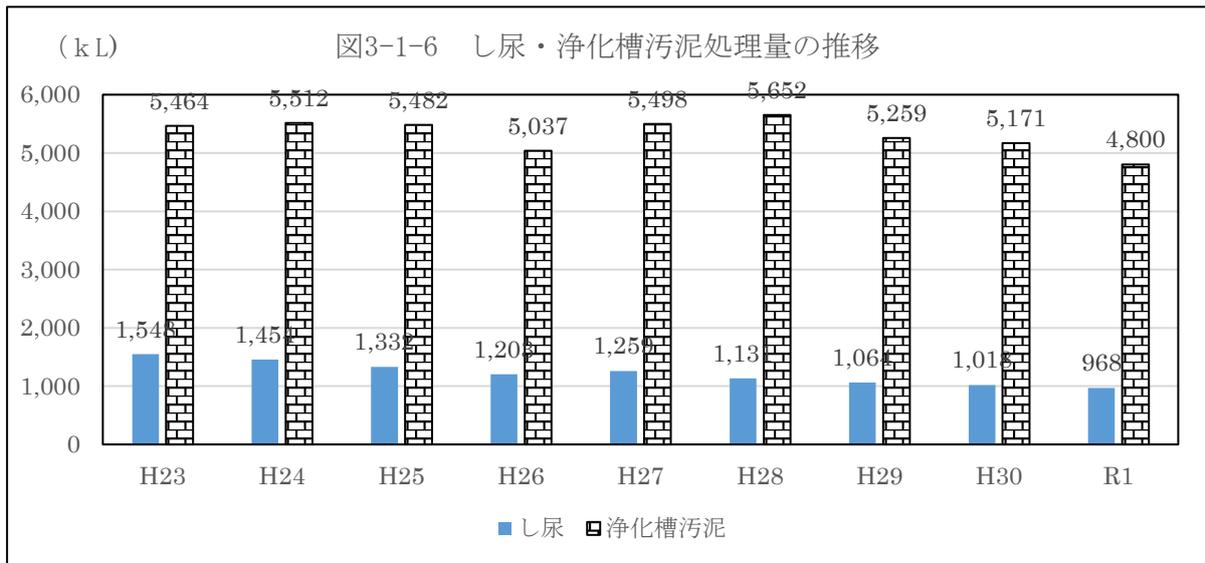
令和元年度の本市におけるし尿計画収集人口は 698 人であり、平成 26 年度（834 人）に比べ 16.3%の減となっています。

浄化槽人口は 6,151 人（内訳；合併 1,293 人、農集 3,575 人、単独 1,283 人）であり、平成 26 年度 8,421 人（内訳；合併 1,725 人、農集 4,895 人、単独 1,801 人）に比べ 27.0%の減となっています。



### (2) し尿・汚泥の処理量

令和元年度の本市のし尿と浄化槽汚泥の処理量は、し尿 968kL、浄化槽汚泥 4,800kL で平成 26 年と比較してし尿は 19.5%、浄化槽汚泥は 4.7%の減少となっています。



(3) 収集・運搬・処理の現状

① 収集・運搬の現状

本市の許可業者(3業者)がし尿と浄化槽汚泥の収集運搬を行っています。収集車両はバキューム車総数9台、総積載量30kLとなっています。

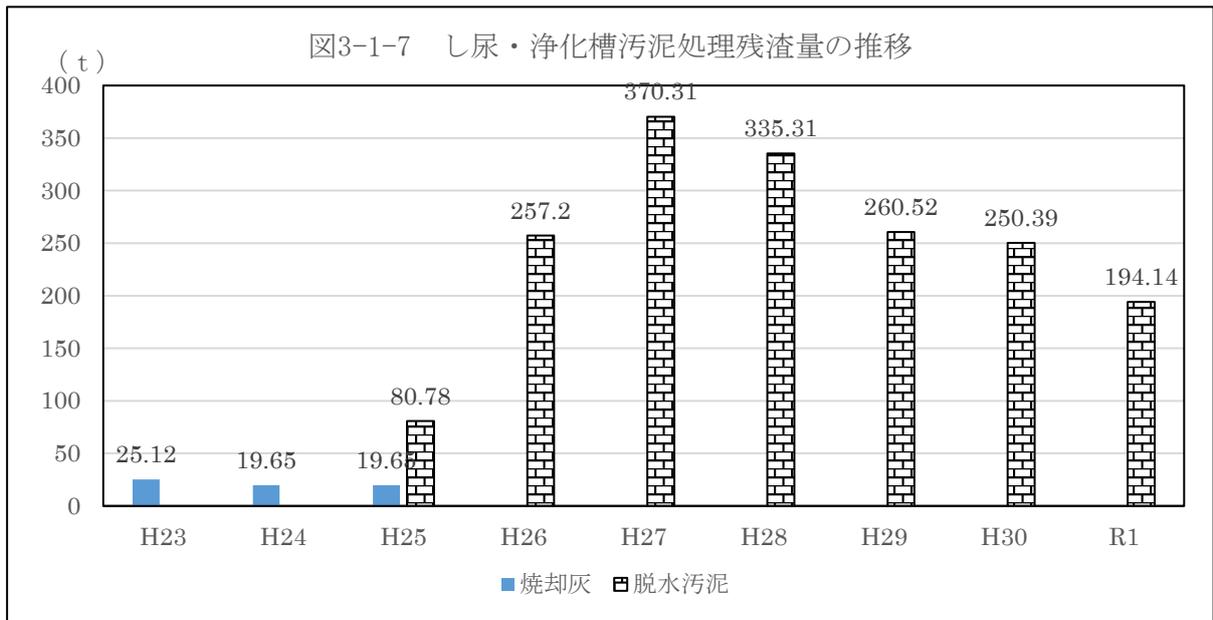
② 処理の現状

し尿と浄化槽汚泥は衛生センター清流園(し尿処理場)で処理を行っています。

また、旧川口町地域から排出されるし尿・浄化槽汚泥についても長岡市からの事務委託を受けて本市が行っています。

■衛生センター清流園の概要

所在地	長岡市川口牛ヶ島 2537-1		
敷地面積	5999.405m <sup>2</sup> (有効面積)		
		当初	改良後
着工	し尿処理施設	S. 50.10	H24.8
	汚泥処理施設	S. 56.8	
竣工	し尿処理施設	S. 51.9	H26.3
	汚泥処理施設	S. 58.3	
設計・施工	浅野工事(株)		浅野環境ソリューション(株)
処理能力	し尿処理施設	60kL/日	し尿 4kL/日 汚泥 21kL/日
	汚泥処理施設	30kL/日	
処理方式	し尿処理施設	好気性消化方式	同左
	汚泥処理施設	固液分離方式	同左
その他設備	乾燥焼却設備、脱臭設備、3次処理設備		乾燥焼却設備(休止中)、脱臭設備、3次処理設備

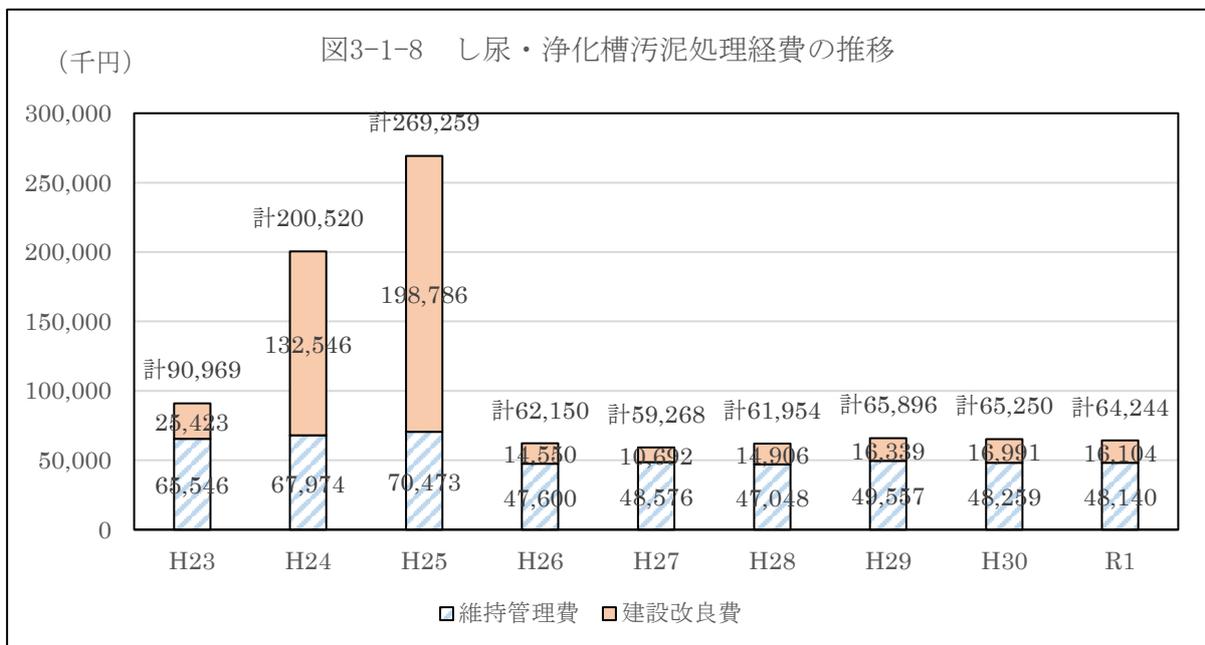


※平成 26 年に衛生センター清流園基幹的設備改良工事が完了したのに伴い、それ以降に発生した汚泥は、時水清掃工場において助燃剤として使用しています。

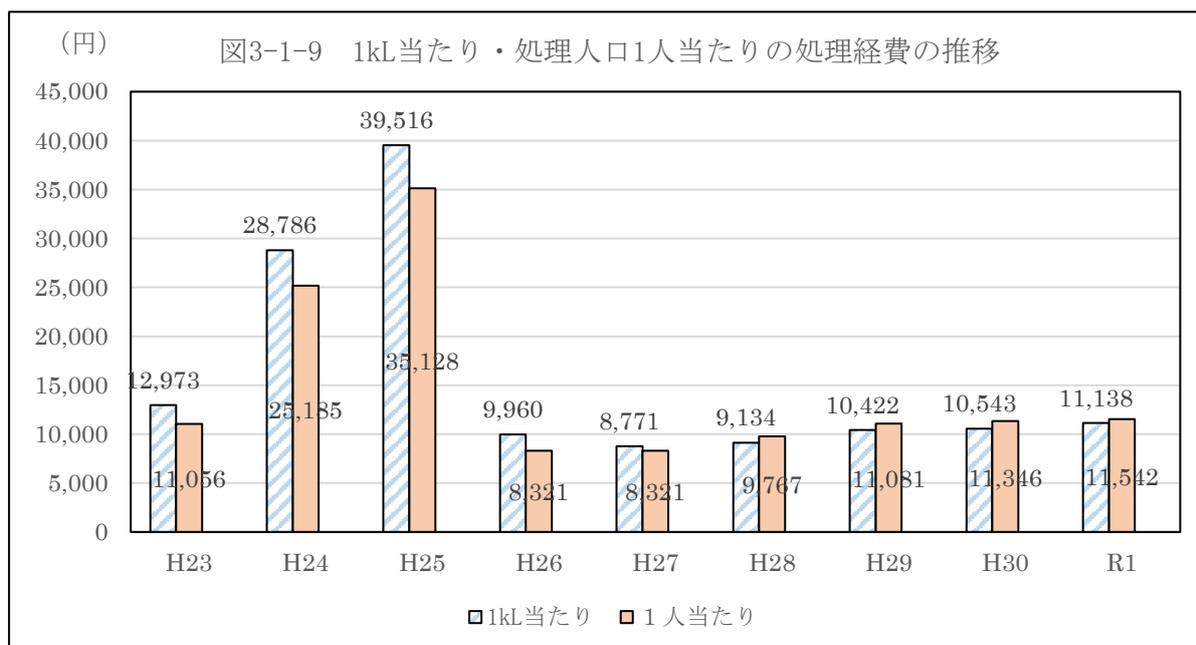
(4) し尿・汚泥の処理経費

令和元年度の本市におけるし尿・汚泥処理経費の総額は 6,424 万円であり、平成 26 年度以降、横ばいの状況です。

一方、1kL 当たりの処理費用は 11,138 円、処理対象市民一人当たりの処理費用は 11,542 円で、平成 26 年度と比較し増加しています。



※平成 24 年度、平成 25 年度は衛生センター清流園基幹的設備改良工事（国庫交付金事業）を実施したため処理経費が増加しています。



## 第2章 中間評価

実績と計画の数値目標との比較は、下表「排水処理形態別人口と生活排水処理目標の達成率」に示すとおりです。

生活排水処理率は、令和元年度時点において94.3%で、中間目標値（令和2年度）の93.6%を0.7ポイント上回り、既に目標値を達成しています。

### ■排水処理形態別人口と生活排水処理目標の達成率

区 分	基準値 (基準年 度 H26) (A)	令和2年 度(B)	現況値 令和元年 度(C)	達成率%	令和7年 度
計画処理区域内人口(人)	37,471	35,519	34,883		33,944
水洗化・生活排水処理人口(人)	34,836	33,262	32,902		32,001
公共下水道	28,216	27,567	28,034		26,368
農業集落排水	4,895	3,908	3,575		3,795
合併処理浄化槽	1,725	1,787	1,293		1,838
水洗化・生活排水未処理人口(人) (単独浄化槽)	1,786	1,539	1,283		1,334
非水洗化人口(人)	849	718	698		609
<b>生活排水処理率 (%)</b>	<b>93.0</b>	<b>93.6</b>	<b>94.3</b>	<b>100.7%</b>	<b>94.3</b>

※達成率：達成率については、基準年度の基準値から令和元年度現況値がどれだけ進んでい

るかを示しています。よって、基準年度の値から後退したものはマイナス値、目標以上となっているものは100%以上の数値を示しています。

※目標値が基準値より減らす場合の計算式： $(C-A) \div (B-A) \times 100$

※目標値が基準値より増やす場合の計算式： $C/B \times 100$

### 第3章 生活排水の処理の課題

#### (1) 生活排水の未処理放流

単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されており、水質汚濁の要因となっています。

令和元年度末現在の生活排水処理率は94.3%で、基本計画の令和2年度目標である93.6%を達成しましたが、5.7%が生活雑排水を処理していない状況となっています。

市内の河川の水質浄化、環境保全を図るため、公共下水道、農業集落排水施設については、施設を整備した後の接続を促進するとともに、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への切り替えについて啓発や支援策を講じていきます。

#### (2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は、建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

そのため、合併処理浄化槽の適正な維持管理方法について、啓発を行います。

## 第4章 生活排水処理基本計画の内容

### 1 生活排水処理基本計画の方針

水辺環境の汚染防止対策として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により地域に合わせた処理方式で普及を図り、生活環境の向上と自然環境の保全に努めてきました。

河川などでは、より自然の状態に近い水辺の環境が求められてきており、今後も更なる取り組みが必要となっています。

このような状況から、生活環境の保全と公衆衛生の向上と良好な水辺環境を次世代へ引き継ぐために、次に掲げる事項に重点をおいて取り組んでいます。

#### **生活排水処理に向けた重点事項**

- 1 人口分布や地形などを考え、公共下水道・農業集落排水処理施設・合併処理浄化槽の整備と普及、生活排水処理率の向上を推進します。
- 2 公共下水道、農業集落排水処理区域外における単独浄化槽設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を図ります。

#### **快適な水辺環境に向けた重点事項**

水や合成洗剤などの適正利用や水辺の環境に関する啓発に取り組み、快適な水辺環境の維持を図ります。

### 2 生活排水の処理主体

現行の処理主体で行いますが、し尿処理施設については小千谷市が行います。

#### ■生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	小千谷市（流域関連）
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	小千谷市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	小千谷市

### 3 生活排水の処理計画

平成 26 年度における生活排水処理率（人口対比）を 93%として、各地域の実情に対応した処理方式により整備を行います。

#### ■生活排水処理目標

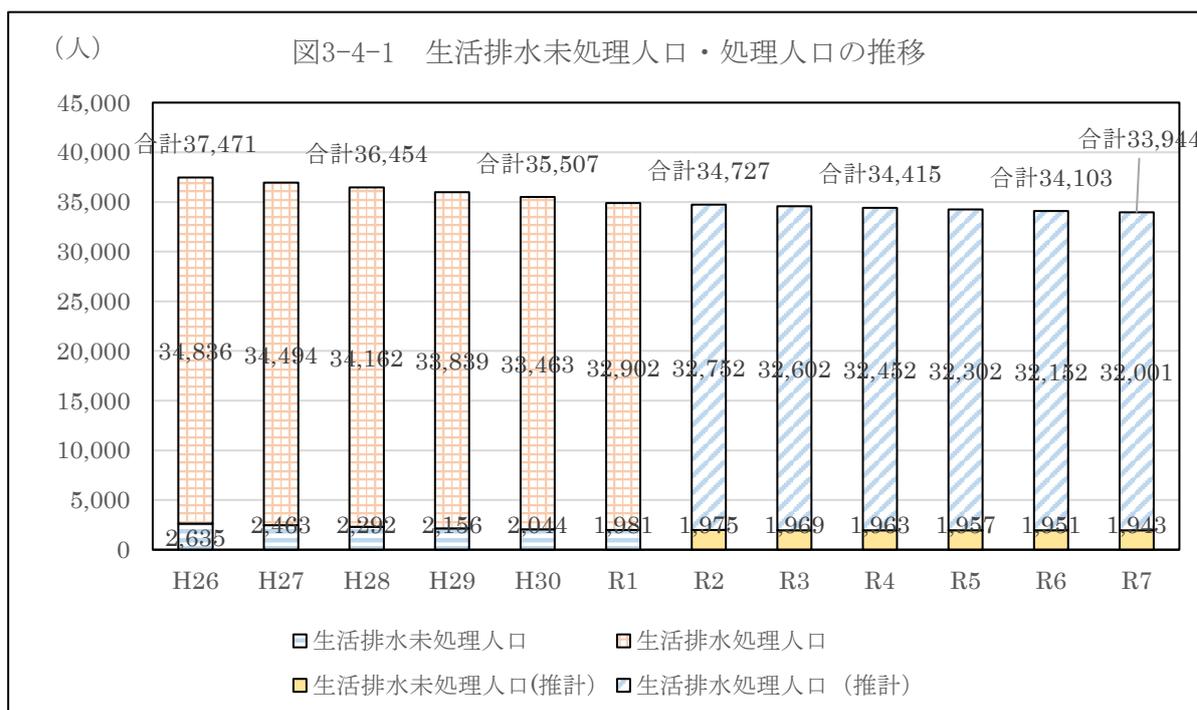
	平成 26 年度	令和 7 年度目標
生活排水処理率	93.0%	94.3%

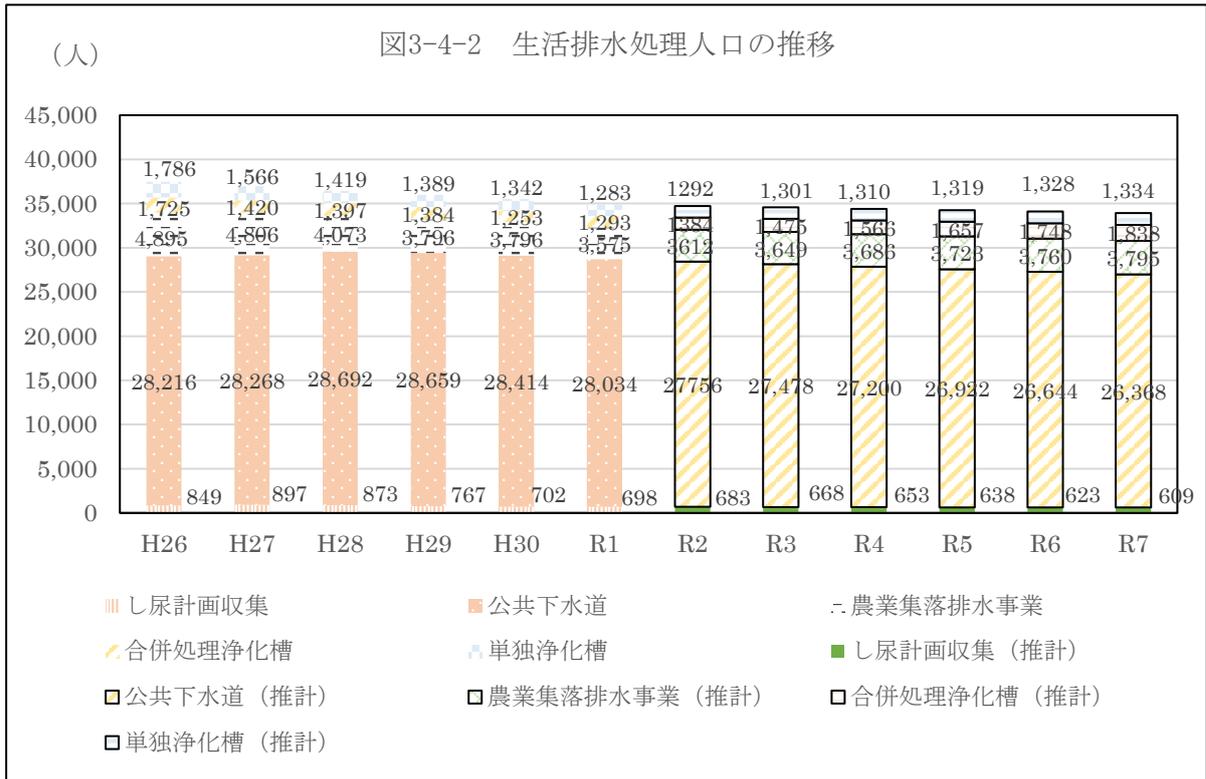
#### ■人口の内訳

	平成 26 年度	令和 7 年度推計
行政区域内人口	37,471 人	33,944 人
計画処理区域内人口	37,471 人	33,944 人
生活排水処理人口	34,836 人	32,001 人

#### ■排水処理形態別人口内訳

		平成 26 年度	令和 7 年度推計
計画処理区域内人口		37,471 人	33,944 人
水酸化、生活雑排水処理人口	(1) 公共下水道	28,216 人	26,368 人
	(2) 農業集落排水処理施設	4,895 人	3,795 人
	(3) 合併処理浄化槽	1,725 人	1,838 人
	水酸化、生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	1,786 人	1,334 人
非水酸化人口		849 人	609 人





(1) 下水道計画

本市における公共下水道の整備は、平成 21 年度をもって面的整備が完了しました。

令和元年度末において、下水道の計画区域内人口 29,628 人ですが、このうち下水道に接続している人口は、28,034 人です。(接続率 94.6%)

今後は、接続率の向上に重点を置いて事業を進めていきます。

(2) 農業集落排水処理施設計画

令和元年度末時点における処理区域内人口は 3,670 人です。このうち農業集落排水施設に接続している人口は 3,575 人 (接続率 97.4%) です。今後は、接続率 100% 達成へ向けた取組みを進めていきます。

(3) 合併処理浄化槽計画

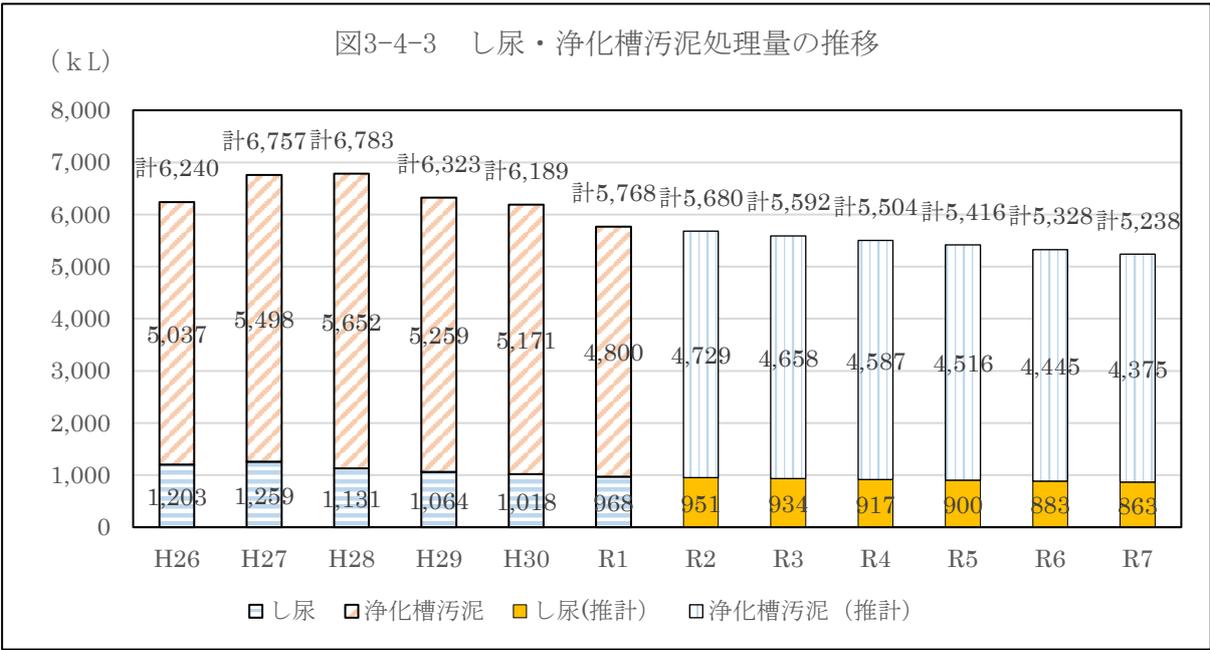
公共下水道及び農業集落排水処理計画区域外を合併処理浄化槽の整備対象地域として、引き続き補助金を交付して整備を進めます。

また、既存の単独浄化槽についても合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。

4 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・汚泥の処理量推計

下水道処理人口の増加とともに処理量は減少しており、平成 26 年度は 6,239kL (し尿 1,203kL、浄化槽汚泥 5,036kL) ですが、令和 7 年度では 5,238kL (し尿 863kL、浄化槽汚泥 4,375kL) と推計しています。



(2) 収集運搬計画

許可業者による収集としますが、収集運搬量の減少に合わせた許可体制について検討します。

(3) 施設整備計画

平成 25 年度に衛生センター清流園基幹的設備改良工事を実施しました。今後は、毎年点検・整備を行うことにより施設の適正管理と延命化に努めます。

また、発生する汚泥は時水清掃工場で助燃剤として使用します。



---

## 第三次小千谷市一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月策定

(令和3年3月中間見直し)

発行 新潟県小千谷市 市民生活課

〒947-8501

新潟県小千谷市城内二丁目7番5号

TEL 0258-83-3511 (代表)

FAX 0258-82-8664

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp>

e-mail [shimin@city](mailto:shimin@city).

---